

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

The Right Hand and The Left Hand Caste Organizations and the Ritual Dispute in South India

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 重松, 伸司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00004479

南インドの右手・左手集団と祭礼騒擾

——カースト伝承と儀礼を中心に——

重 松 伸 司*

The Right-Hand and The Left-Hand Caste Organizations and
the Ritual Dispute in South India

Shinji SHIGEMATSU

The Valaṅgai (Right-Hand) and the Iḍaṅgai (Left-Hand) caste communities have aroused considerable interest as a specific dual organizational system of southern India. However, the origin and functions of the system remain unclear, principally because these communities have multi-dimensional characters in terms of caste organization, socio-economic function and religious-cultural meaning.

This paper attempts an analysis of these inter-caste organizations from two principal perspectives. The first is a focus on intradivisional cohesion through occupational factors. The functions of these communities as economic organizations has been discussed by students of South Indian history. Were these divisions more than “guilds” in socio-economic terms, some unifying factors may be revealed by occupational membership. The second perspective supposes that each division has some traditional background in a religious and/or cultural context. Severe factional conflicts often arose whenever these two groups walked in procession along their own streets and on those of their rivals, particularly for marriages or funerals. The major reasons for collision between the two factions were that each claimed the higher social status and the exclusive usage of caste insignia, such as banners, flags, palanquins, ornaments, and other ritual tools. According to caste legends each insignia or symbol acts explicitly in a historical and ritual context.

Here, an attempt is made to gain insight into the significance of the Valaṅgai and Iḍaṅgai organizations as the “shared-legend” system, by considering occupational and legendary factors together. Further,

* 名古屋大学文学部, 国立民族学博物館共同研究員

the change of meaning and value from a Right-Left horizontal relationship to a Higher-Lower vertical relationship is also examined. Through these analyses the vital role played by the ceremonial places when the rival groups demonstrate their superiority is clarified.

はじめに	2・2 ブラーフマニズムにおける右手・左手
1. 右手・左手集団のカースト成員と結合要素	3. 騒擾の「場」としての祭礼
1・1 右手・左手集団と職能	3・1 騒擾の状況
1・2 右手・左手と伝承・儀礼	3・2 騒擾と祭礼表徴
2. 「右手・左手」から「上・下」関係へ	3・3 祭礼騒擾の意義
2・1 「右手・左手」伝承	おわりに

はじめに

「右手」「左手」とよばれる対概念を持つ組織が南インドに存在していたことは古くから知られている。両集団の成員やその活動がすでに9, 10世紀頃の南インドの碑文に記されており、その後も14世紀に至るまで各種の碑文史料の中に散見されることは、Saletoreの指摘するところである [SALETORÉ 1934b: 68-71]。また17世紀に入ると、右手・左手両集団間の対立・抗争が南インド各地で激化した為、イギリス東インド会社は治安対策上、両派の対立の背景や紛争仲裁の経過を詳細に報告し、併せて「右手」「左手」に関する伝承・碑文記録を収集したのである。

こうした南インド社会に特有の集団について、南インド史家 B. Stein は右手・左手両派の指導層が、前者については有力農民カーストであり、後者については有力商業カースト及び手工業カーストであること、しかも両派が儀礼的ステータス又は地域によっては社会的ステータスをめぐって抗争をくり返したことに着目した。氏は「右手」とは、伝統的に農業経済に基盤を置き、ブラーフマニズムに依拠した身分・社会規範を維持する、有力農民カースト集団を中心とした地方社会の「統合核 (integral core)」であると考え、後者すなわち「左手」とは10~12世紀にかけて生じた経済・社会変動の中で擡頭してきた非農業カースト、とりわけ商人・手工業カーストを中心に従来排除されてきた諸カーストを糾合した社会・経済組織ではないかと指摘する。両派の対立は、従って地方社会における政治・経済の統合権をめぐる対立であると考えられた [STEIN 1980: 173-215]。

両派の対立の根拠及び対立そのものの意義を明らかにしようとする試みは A. Ap-

padurai や B. Beck によってなされた。宗教社会学の分析方法論によって A. Appadurai は「右手」「左手」というのは、各々農村社会をよりどころとするカースト集団及び都市における職掌・生産形態に依拠するカースト集団の root paradigm であると仮定する。Victor Turner の説を援用した root paradigm という概念 [TURNER 1971] は、諸個人や集団が危機に瀕した時に生ずる「文化モデル」であり、諸個人や集団の社会関係とも、また結合・分離をひきおこす文化的・イデオロギー的な認識パターンとも関連するものであるとする。氏によれば、右手・左手という対照区分には実質的な意味がなく、ほぼ同等の社会的地位・職掌を持つカーストが左・右どちらかのグループに属し、且つ相手に対する優越性を誇示する為にくり返す formal function としての抗争・敵対行為が root paradigm にとって意味があるとする [APPADURAI 1974]。しかし、Stein, Appadurai の両説では、右手・左手両派の成員が果す社会・経済的機能と儀礼的ステータスとの関連、或いは、何故一方のカーストが右手に属し、他方のカーストが左手に属するのか、それは偶然性によるのか或いは各カーストの何らかの属性——文化・宗教的な——によるのかという問題は明らかにされていない。この点について、B. Beck は南インド・コングー地方の事例研究において、各カーストの伝承・儀礼的役割を分析することによって各カーストの両派への帰属意識のあり方を考察した [BECK 1972, 1973]。

ところで両集団には各々 Kōmati 及び Chetti とよばれる南インドの二人商人カーストが属しており、しかも両商人カーストは中世以来南インドを二分する程の市場圏を形成していたこと(図1)から、私は、右手・左手とは一種のギルド的組織ではないかという仮説をたてた [重松 1980]。しかし、その後に行なった南インド・セーラム県での村落調査 [重松 1981] 及び右手・左手に関する史料分析によって、これら両派には特定のカーストのみならず、様々な職掌を持つ諸カーストが包摂されており、その集団結合関係も特定の職業規範のみによって規定されているのではなく、また、その組織機能も単に労働力や市場の占有、技術の独占を図るものでもないことが明らかになった。従って、右手・左手とは、一般に「ギルド組織」として考えられる形態・性格とは異質ではないかと思われる。とすれば、両集団の組織的性格及びその統合原理をどのように考えるべきであろうか。

この問題を解明する為に本稿では二つの側面から考察する。すなわち、第1には、両派に属する各カーストの起源伝承・祖先伝承・親族伝承のモチーフすなわち右手・左手の意識規範乃至帰属規範の分析と、各カーストの担う職能すなわち両派の社会・経済機能の分析から、集団結合要素を抽出する。第2には、両派が右手と左手とに区

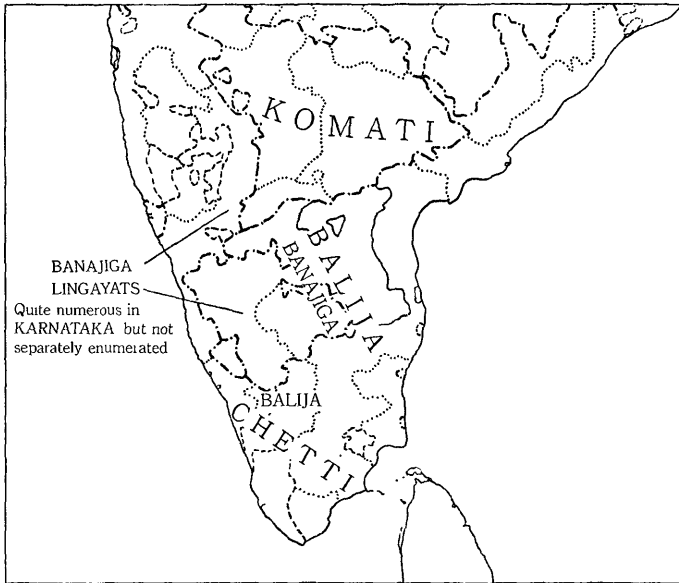


図1 南インドの商業カースト集団とその支配地域
[SCHWARTZBERG 1978] による

分されることの意義をブーフマニズムというインドゥ社会の秩序体系における浄・不浄の観念から考えたい。そして最後に両派が対立する「場」の意味つまり日常の生活機能の場でなく、非日常の祭礼、特に婚姻・葬儀・村祭の場において対立が頂点に達することの意味を明らかにしたいのである。

1. 右手・左手集団のカースト成員と結合要素

1・1 右手・左手集団と職能

右手・左手集団とは何かを明らかにする場合、ここでは二つの点から集団の組織性格を考えることにする。第1には、両集団に糾合される各サブカーストの職能である。つまりどのような職能を持ったサブカーストが右手・左手集団に属するのか、また職能によって集団の構成が規定しうるのか、という問題である。第2には、各サブカーストの保持する固有の儀礼・伝承の内容及びそれらの性格である。つまり、社会・経済機能とは異なった集団結合要素として、インド人の精神領域を規定するファクターである儀礼・伝承が右手・左手集団においてどのような意味をもつのかという問題である。



図2 マドラス管区地図

本節では、まず、南インドで両派の対立が顕著にみられ、しかも両派の結合が比較的強く且つ長期にわたって維持されていた二地域の事例——南インドの都市部であるマドラス市¹⁾と、南インド南部内陸農村地域に位置するセーラム県の、17-18世紀の

1) イギリス東インド会社によってコロマンデル沿岸の一小村にセント=ジョージ要塞が築かれたのは1640年であるが、その後交易活動の活発化とそれに伴う要塞の拡大によって1660年以降本格的にマドラスは都市としての機能を備えはじめた。マドラス市の右手・左手集団は17世紀後半の急速な人口流入の増大(1639年 7,000人; 1646年 19,000人; 1670年 40,000人; 1681年 200,000人; 1685年 300,000人)の中で新たに形成されたものである。

状況——から、両集団に属する各サブカーストの職能と出身地域とを分類する。なお、以下に“サブカースト”を単位として分類するのは、ほぼ同一の職能を持つ集団であっても、様々のヴァリエーションがあり、それは例えば、県或いは村レベルで異なった呼称や地位を持つのであり、一律にカーストとして概括しえないからである。

次に“職能”についてであるが、カーストは理念として本来単一の職能を担うべきものであったとしても、多くのサブカーストは17-18世紀の段階では“伝統的”な職能の他に多様な職掌を果していたのである。例えば、牧畜カーストとして規定されている *Korava* が必ずしも牧畜のみでなく交易・農耕に従事したことは考えうる。ここでは、各サブカーストが果している複数の職能のうち、最も主要な“役割”として自認しているものをさすこととする。

また、“出身地域”については、各サブカーストの細分派居住及び9~14世紀の社会変動期における移動によってその本拠地を確認しえないグループも多いが、系譜や伝承の中で、彼らが主張する帰属地域を一応出身地域と考えることにする。

さて、騷擾の頻発するマドラス市の場合、右手集団は *Vellāla* という、南インドではドミナントな農民サブカーストを頭として、*Pulli* (農民)、*Kavarai* (農民・商人)、*Kōmati* (商人)、絹布織職、*Pariah* (雑役・農業労働者) 皮革職及び会計・記録職²⁾によって構成されている。左手集団には、5つの職能を含む *Panchala* (又は *Kammālan*)³⁾ とよばれる職人層をはじめ、*Chetti* (商人)⁴⁾、*Pulli* (農耕)、油搾り職、*Patnavar* (漁師)、絹・綿布織職、皮革職の7つの職能が含まれている [LOVE 1968a: 118]。

右手集団の指導層であると考えられる *Vellāla* 及び左手集団の指導層である *Panchala*、左手集団の成員である *Patnavar* (漁師) の三つのサブカーストをのぞいて、両集団に包摂される職能はほぼ対応関係にある。例えば左手集団の一員である油搾り職 (*Vāniyan*) に対応する職能はマドラス市の場合、右手集団にはみられないが、マイソール地方の事例では、右手集団には牛1頭びきによる油搾り職 *Jothiphana* が属し、左手集団には牛2頭びきの油搾り職 *Heganigam* が属するとされている [BUCHANAN 1870: 77]。農耕サブカースト及び皮革職の右手・左手集団への帰属は男女によって異なり、右手集団には男性の *Pulli* が、左手集団には女性の *Pulli* が属し

2) *village karnam* 又は *karnam* と総称されるが、地域によっては *kanakku pillai* とよばれる。

3) *Panchala* の5つの職能については、表1注)を参照。

4) チェッティとは、一般に「商人」の総称として今日でも用いられているが、ここでは南インドの特定のカースト集団である。このサブカーストの一つナトゥッコッタイチェティヤールの近代における商業活動については伊藤正二「インドの中小財閥の創成と現況——チェティアーの場合(I)(II)——」(『アジア経済』5-11, 12, 1964)に詳しい。

た。また、皮革職の場合、右手集団に女性が、左手集団に男性が属する。このように同一職能を持つカーストの中で男・女の別によって右手・左手の帰属集団を異とする理由は必ずしも明らかにされていないが、特定のサブカーストの場合、恐らく職能そのものが男・女同一の集団区分の規矩になるのではなくして、むしろ儀礼・祭礼における男・女の役割の転換によって集団の帰属が決まると考えられる。(ここでは十分に述べる準備はないが、例えば、Kōmati, Chetti のケースでは、一族の中から寺院の巫女或いは一種の売春婦の役割を果す Dēvadāsi を出すが、彼女達は同族又は同一集団に奉仕するのではなく、全く別の集団において奉仕し、祝祭の場合には、彼らのカースト集団とは反対のグループに入るという。) 右手集団の成員とされている会計・記録職は、一般に南インドではバラモンとともに「中立 (Madhyastham)」集団を形成すると考えられており [Love 1968a: 125; Madras Government 1907: iv], マドラス市の事例は例外的といえる。

出身地域については、テルグ地方を拠点とする右手集団の Kavaraī, Kōmati の両

表1 マドラス市の右手・左手集団

左 手 集 団			右 手 集 団		
サブカースト	職 掌	主な出身地域	サブカースト	職 掌	主な出身地域
Panchala (Kammālan)	5つの手工 業集団*1	タミル地方	Vellāla	農 耕	タミル地方*4
Chetti	交 易	南 インド 全 域*2	Kavari (Kavaraī, Baliĵa)	交易・農耕	テルグ地方
Oilmonger (Vāniyan)	油 搾 り	タミル地方	Kōmati	交 易	テルグ地方
Weaver (Kaikkōlan)	絹・綿布織	タミル地方	Accountant*5	会計・記録	南インド全域
Patnavar	漁 師	コロマンデル 沿岸地域	Silk weaver	絹 布 織	タミル地方
Leather worker*3 (男)	皮 革 職	タミル地方	Pulli (Palli, Vanniyan) (男)	農 耕	タミル地方
Pulli (Palli, Vanniyan) (女)	農 耕	タミル地方	Pariah	農業労働	タミル地方
			Leather worker (女)	皮 革 職	タミル地方

注) *1 Panchala には Tāttan (金細工職), Kannan (真鍮細工職), Tāccan (大工職), Kal-tāccan (石工職), Kollan (鉄鍛冶職) の5つが含まれる。

*2 Chetti は、カーストとしては南インド南部を拠点とする Beri Chetti, 及び Nāttukōttai Chetti が有力である。

*3 通常 Pallan とよばれるカーストである。

*4 Chingleput, North Arcot を中心とする (Mudali, Reddi のカーストの称号をもつ) Vellāla, Tanjore, Trichinopoly を中心とする (Pillai のカースト称号をもつ) Vellāla, Madura, Tinneveli を中心とする (Pillai のカースト称号をもつ) Vellāla, 及び Trichinopoly, Salem を中心とする (Gounder のカースト称号をもつ) Vellāla の4つが有力である。

*5 このカーストは、通例、バラモンとともに、左手・右手の両集団に属さない「中立」のグループと考えられている [Love 1968a; THURSTON, 1975a-e; HUTTON 1969]。

サブカースト及びコロマンデル沿岸地域に分布する左手集団の Patnavar を除いて両集団の成員はすべてタミル地方であり、出身地域の差異が両集団への帰属を規定する要因とは考えられない。以上、両集団の成員である各サブカーストとその職能・出身地域をまとめたものが表 1 である。

次に、セーラム県の両集団の成員サブカースト・職能・主な出身地域を『セーラム県地誌』[RICHARDS 1918a] によって分析する。

右手集団は Vellāla を頭として、Reddi, Agamudaiyan, Vakkaliga の 3 つの農業サブカースト, Idaiyan, Korava の牧畜サブカースト, Kōmati, Balija の商業サブカースト, Patnulkāran, Togata, Kuruba の織布職サブカースト, Boya, Vedakkāran の狩猟サブカースト, その他, Lambadi (見張り), Bestha (漁師), Shānan

表 2 セーラム県の右手・左手集団

左 手 集 団			右 手 集 団		
サブカースト	職 掌	主な出身地域	サブカースト	職 掌	主な出身地域
Kammālan (Kannālan)	5つの手工 業集団	タミル地方	Vellāla	農 耕	タミル地方
Beri Chetti	交 易	南 イ ン ド 南 部*1	Kōmati	交 易	テルグ地方
Nagarattu Chetti	交 易	南 イ ン ド 中 部*2	Reddi (Kapu)	農 耕	テルグ・タミ ル地方
Vēdear	狩 猟	タミル地方	Agamudaiyan	農 耕	タミル地方
Golla	牧 畜	テルグ地方	Vakkaliga (Okkiliyan)	農 耕	カナラ・カ ルナータカ・ タミル地方
“Two-bull” oil- presser (Vāniyan)	油 搾 り 職	タミル地方	Balija	交易・農耕	テルグ地方
Razu	農 耕	テルグ地方	Idaiyan	牧 畜	タミル地方
Kaikkōlar	織 布 職	タミル地方	Korava	牧 畜	タミル地方
Pallan	農 業 労 働	タミル地方	Patnulkāran	絹 布 織 職	グジャラート ・タミル地方
Irulan	農 耕 部 族	タミル山岳地 域	Togata	綿 布 織 職	テルグ地方
Pattanavan	漁 師	コロマンデル 沿岸地域	Kuruba	羊 毛 織 職	カルナータカ 地方
			Malayāli	農 耕 部 族	タミル地方
			Boya (Bēdar)	狩 猟	テルグ・カル ナータカ地方
			Vedakkāran	狩 猟	タミル地方
			Bestha	漁 師	テルグ地方
			Lambadi (Banjāri)	運 搬 ・ 見 張 り	南インド全域
			Shānan	ヤシ酒造り	タミル地方

注) *1 Kāveripattanam を拠点とする南インド南部

*2 Kānchipūram を拠点とする南インド中部

[RICHARDS 1918a; THURSTON 1975a-e]

(ヤシ酒づくり)によって構成されている。他方、左手集団には11のサブカーストが包摂されているが、それらは Kammālan を頭として、2つの交易職 (Beri Chetti, Nagarattu Chetti), 農耕 (Razu), 牧畜職 (Golla), 織布職 (Kaikkōlar), 狩猟職 (Vēdar), 油搾り職 (Vāniyan), 漁師 (Pattanavan), 農業労働 (Pallan), 農耕部族 (Irulan) である (表2)。

両集団間の職能対応関係はここにもみられるが、マドラス市と異なる点は、右手集団が農耕サブカーストを主体として多様な職能を包摂しており、且つその出身地域もタミル・テルグ・カナラ・カルナータカの諸地域に及んでいるのに対して、左手集団の場合、手工業職人・商業サブカーストを中心としており他の職能は比較的少なく、出身地域もタミル・テルグ地方に集中している。

さて、南インドの都市及び農村の2事例における右手・左手両集団の成員からどのようなことが明らかになるであろうか。

第1に、両地域には共通して右手集団における Vellāla (農民), 左手集団における Kammālan 又は Panchala (手工業職人) が頭目としての位置を占めていることがわかる。このような両サブカーストの主導性は2地域に限らず広く南インドの各地にみられることであった。例えば、マイソール地方では右手集団の頭目は Bamgalu (Banajiga), Wodigaru (Oddār) とよばれる農民サブカーストであり、その下に更に16の職能集団が組織されており、左手集団は、Panchala を頭としてその下に更に8つの職能によって組織されていた [SHERRING 1975: 100]。また、スリーランガパタム [SHERRING 1975: 100], トゥリチノポリ [HEMINGWAY 1907: 92], チングルプット [CROLE 1879: 33-34] の各県でも右手集団・左手集団の両頭目は各々 Vellāla と Panchala であることが記録されている。

第2に、集団内の成員間の結合の問題である。様々な職能を持つサブカーストがいずれの集団に属するかという帰属性は極めて不安定であった。先にあげた会計・記録職はマドラス市では右手集団の成員ではあるが、他の地域では「中立」集団に属している⁵⁾。また、セーラム県の事例では Golla (牧畜サブカースト) は左手集団に属

5) 「中立」集団を構成するカーストも地域によって大きな差異があったと考えられる。例えば南インド南部内陸地域のバラマハール地方 (Salem 及び Mysore を含む地域) では17世紀末には、116カーストのうち、「中立 (Madhyastham)」集団に属したのはバラモン、ヴェラーラのうち10のサブカースト、レッディ、ラージプートなど66を占めている [Madras Government 1907: iv-vii]。また、1800年ごろ、Colin Mackenzie が収集した伝承記録によれば、119カーストのうち、右手に属する者39カースト、左手に属する者11カースト、それに対して中立集団には69カーストが入っている。その成員は Bāramahāl 地方の中立集団カーストとほぼ同じである [Love 1968a: 125]。1891年のマドラスセンサスによれば、左・右両集団の対立に関与せず中立の立場を保ったカーストは Brahman, Kshatrya をはじめ牧畜カースト及び寺院使役カースト Sathāni 等であった [SHERRING 1975: 99]。

しているが、やがて19世紀に入ると、左・右いずれの集団にも属さなくなる。他のサブカーストの中にも、彼ら自身がいずれの集団に帰属すべきかを確定しえず、第三者に規定を求める状況もみられた。例えば1708年1月15日、織布カーストと油搾りカーストは、両集団の対立・抗争の中にまきこまれたが、彼ら自身明確な帰属意識を持ちえなかった為に、その確認をマドラスのイギリス東インド会社に求めてきた。「我われは時には右手カースト集団に属するといわれ、また或る時には左手カースト集団に属するともいわれてきた。しかし、(我われ自身にとって不明確であるので)その所属集団を裁定してもらいたい」と訴えている。東インド会社当局は、両サブカーストの伝承及び「右手・左手」に関する地方の伝承記録にもとづき、織布カーストを左手集団に、そして油搾りカーストを右手集団に属するものと規定した [LOVE 1968b: 29]。こうした諸サブカーストの集団帰属性が不確定な状況は18世紀初期のマドラス市に限らず、それ以前から南インドでは一般的にみられたようである。Oppertは「(南インドの)多くの地域では同一のカーストに属するはずの者が相異なる集団の側につくことがあったので、(各サブカーストの者)すべてについて、(左・右どちらかの)不変の位置をわりあてることは困難である。」とのべている [OPPURT 1972: 61]。このように両集団の結合要素は、それらを構成する各サブカーストの職能を一義的に必要としていたとは考えられない。むしろ、Vellāla を核とする右手集団、Panchala を核とする左手集団は、社会経済機能としての職能とは異なった紐帯によって結合していたのではないかと考えられる。

第3に、両集団は17-18世紀にイギリス東インド会社という外部勢力による社会統合の一形態として南インドに導入された社会組織ではなく、すでに5世紀頃に形成された自成的組織であったと考えられる。A.D. 459年、ガンガ王 Kongani Rāja の治世に公布された銅板勅許文には「Sidlagkaṭṭa tāluka にある Mēlūr 貯水池によって灌漑される水田 10 khaṇḍuga を、王は“18のカースト”の所領から切りはなして、Taitiriya Brāhmaṇa である Kādāsvāmīśva に寄進した」と記録されているが [RICE 1876], Barnett はこの“18のカースト”集団を「右手 (Valaṅgai)」 「左手 (iḍaṅgai)」 とよばれるカースト職能集団であると考えている [SALETORÉ 1934b: 68]⁶⁾。このようなカースト集団の存在についてはその後も11~16世紀の間に各地の碑文に記録されているが [SALETORÉ 1934b: 69-71], それらの史料にもとづいて、両組織の起源及び性格について幾つかの仮説が提示された。それらの仮説の主なものを以下に要約する。

6) 一般に Salem 県では右手集団は「18の panam」左手集団は「9つの panam」とよばれている。panam は varna (色)の転訛と考えられ、18及び9各集団に属するカースト数を意味している。しかし、実際には両集団ともより多くのカーストを包摂している [RICHARDS 1918a: 126]。

(A) ブラーフマニズム・ジャイニズム対立説

Oppert は都市の主たる住人であり、その生産を担う重要な役割を果たしていた職人集団へのジャイナ教の影響に注目し、ジャイニズムの教義を規範とする都市的秩序と土地所有者及び農耕集団によって維持されていたブラーフマニズム的規範にもとづく農村的秩序の対立と考えた [OPPURT 1972; RICHARDS 1918a: 125]。Srinivas Aiyangar は Oppert の説を更に敷衍して、右手・左手集団分立の要因は、特定カーストによる階層上昇希求（サンスクリット化）のあらわれであり、且つ、ブラーフマニズムの信奉者とジャイニズムの信奉者の両派による、食物・職掌・居住環境の差異に起因する宗派対立であること、そして右手・左手の二大集団に分立したのはチョーラ王朝の Rājārājachōla 王の勅命（A.D. 1010年）によるものであったと推定した [SALETORE 1934b: 64-65]。

(B) 農民階層対商人・職人階層対立説

T. W. Ellis によればカースト集団の対立は、交易の拡大・外国との交渉という社会経済変動によってもたらされた新興勢力と旧来の農村支配層との社会的地位の優位性をめぐる争いに起因するものであった。すなわち、外国との交渉・交易の拡大の中から擡頭してきた商人・職人勢力は、土地所有者を中心とする農民集団によって維持されてきた伝統的慣習や権威を侵食してきたが、それが両階層の不和・対立を生じ、やがて「左手」及び「右手」という二大カースト集団を形成する背景となった [MAHALINGAM 1969a: 26]。

(C) 農民階層対バラモン＝職人階層対立説

A. C. Burnell は、「本来両派の違いは、地主及び農奴 (serfs) のグループとバラモン・職人・商人によって構成されるグループである。しかし、両派の成員カーストはかわることがあった。」とのべている。もっとも、この説はその後ほとんど言及されることなく、有力な見解とはならなかった [BURNELL 1873; SALETORE 1934b: 64]。

(D) ヴィシュヌ派對シヴァ派對立説

「右手」を呼称するヴィシュヌ派バラモンとその信奉者達及び「左手」を呼称するシヴァ派のバラモンとその信奉者達は、ガルダの紋章を描いた幟や旗の使用をめぐる対立した。そこで、Vicrama Chōla Dēva 王は、その優先的使用権を裁定する為、古い銅板文書を調べ、両派の権利及び特権を規定したという [SALETORE 1934b: 66]。

(E) ヴェラーラ農民階層対商人・職人階層対立説

Burton Stein の最近の研究によれば、Pallava, Chōla 王朝期（6～13世紀）に村

落集団を統合し地域支配の核を形成してきた有力農民階層 *Vellāla* は、各地の寺院勢力・バラモン集団 (*Brāhmaḍēya*) と結合し、社会経済秩序と精神的宗教的規範の両面における相互補完的秩序体系を確立し維持してきた。しかし、*Chōla* 王朝以降、次第に商品生産が拡大し、それに伴って有力商人集団 (*Nānādēṣi*) は一種のギルド組織を形成したが、その中には、それまで相対的に低い社会的身分的地位にあった職人集団が包摂された。こうした商人集団を核とするギルド的組織の擡頭は、単に伝統的な農村社会の経済関係に変動をもたらすのみならず、それに依拠して成立してきた社会・身分関係の変動をももたらすものであった。*Vellāla* 及びバラモンを中心とする「右手」集団は、農業経営と、その経済基盤に依拠して維持されてきたブラーフマニズム原理に淵源を發する身分秩序の体制であり、商人・職人集団を核とする「左手」集団は、新たな経済関係の中から発生した、反ブラーフマニズム的規範、反伝統的秩序の体制と考えられる。こうした両派の対立は、より具体的には儀礼的地位・儀礼のあり方をめぐって顕在化したというのである [STEIN 1980: 173-215]。

以上、右手・左手両集団の起源及び性格に関する主な見解を要約したが、これらの諸説については依然として疑問が残る。その問題点を以下に指摘しておきたい。

(1) Oppert 説 (A) では、両集団の起源はジャイニズムの影響をうけた都市住民層の秩序とブラーフマニズムにもとづく農村秩序の対立に求められる。しかし、17-18世紀の南インド各地における農村社会内での両集団の存在は必ずしも都市対農村の図式に対応しない。仮に都市的秩序の農村への波及が数世紀にわたって生じたとしても、ジャイニズムの教義・規範そのものの影響はほとんどみられないのである。また南インドにおける都市そのものの中世的あり方がこの説では明らかにされなければならぬし、その規範が農村部にどれ程浸透したかという点についても未だ論証が不十分である。

(2) ヴィシュヌ派・シヴァ派対立説は、教義・儀礼・慣習の優位性をめぐる対立であるが、次節で明らかにするように、右手・左手両集団の成員の多くは、ヴィシュヌ・シヴァの両派に関わるのであって、いずれかの宗派によって、集団の帰属が決定されたとは考えがたい。

(3) Ellis 及び Stein の両説は、*Chōla* 王朝の社会経済状況の変動と身分秩序の変動の両視点に着目した説得力をもつ所説である。しかし、セーラム県及びマドラス市の二事例で分析したように、相対応する職能サブカーストが何故右手と左手の両集団に統合されたのか。また、両集団が儀礼的地位での優位性を主張しうる根拠は、常に経済的地位にもとづくものであるのか。更に、「右手」と「左手」というホリゾン

タルな概念が何故、上・下関係として、特に職人集団の側から意識されたのか。これら少なくとも三点の問題が明らかにされておられない。換言すれば、社会経済関係としての両集団が左・右の身分関係として認識され、儀礼をめぐって両集団が対立する根源は何かを明らかにする必要がある。

そこで、彼らの身分的・社会的役割を規定するサブカーストと固有の儀礼・伝承の中から、彼らの意識・規範を考察したい。

1・2 右手・左手と伝承・儀礼

右手・左手集団の結合が強く保持されているセーラム県の事例について、両集団の成員サブカーストの儀礼・伝承から彼らの結合要素を明らかにする。ここで分析するのは主として E. Thurston の *Tribes and Castes of Southern India*, 7 vols. (1909) (reprinted. 1975) であるが、本資料の内容は主として18-19世紀に収集されたカーストの起源伝承、サブカースト集団の名称、サブカースト集団の出身地、活動・分布地域、同族伝承、カースト儀礼（主として生誕・婚姻・葬儀）、婚姻形態及びカースト格言等に関するものである。本節では、それらのうち、各カーストの起源伝承と同族に関する伝承、サブカースト間の関係にまつわる伝承、ブラーフマニズムに関する儀礼を中心に分析する。

1・2・1 右手集団の儀礼・伝承

(a) Vellāla

(イ) 「数千年前、地上の人々は無知であり土を耕すことを知らなかった。ある時、激しい干ばつに襲われ、人々は土地の女神 Bhūdēvi に救いを求めた。女神は憐みたまうてその身体の一部から犁を持った男を造られた。その分身が Vellāla であり、ヴェイシャカーストに属する。このカーストには Gōvaisya (牧畜), Bhūvaisya (耕作), Dhanavaisya (商業) が属する。」<牧畜・農耕・交易カーストとの分身伝承>

(ロ) 「Vellāla は犁(耕作)によってブラーフマンの祈りを支え、王の力を支え、商人の利を考え、そして万民の安寧を支える」<バラモン・王・商人との協調伝承>

(ハ) すべての Vellāla は Mudali, Pillai, Pandāram のいずれかのカースト称号を持つ。<カースト称号の共有>

(ニ) Vellāla は一般にブラーフマニカルな儀礼慣習に従う。<ブラーフマニズムの儀礼>

(ホ) Vellāla は通例、儀式の聖なるシルンとして、結婚と葬儀の際に聖紐を身につける。<結婚・葬儀におけるブラーフマニズムの儀礼>

(へ) 結婚・葬儀にはブラーフマンを Purōhit (司祭) として招請する。〈バラモン司祭〉

(ト) Vellāla と共通の名称・地位を持つ他のカーストには Karukamattai Vellāla, を称する Shānān, Gōzulu Vellāla を称する Baliya がいる。〈カースト名称・地位の共有〉

(b) Kōmati

(イ) Rājarājanārendra 王の後継者 Vishnu Vardhana 王が Kōmati を処刑しようとした時、彼らは Madiga の下に逃れその庇護をうけた。その後、Madiga の恩を感じた Kōmati は彼らを常に保護することになった。〈Madiga との同朋関係伝承〉

(ロ) Kōmati はブラーフマンと Madiga の女性との間にできた子供である。〈Madiga との同族関係伝承〉

(ハ) Madiga は Kōmati に対して一定の権限を持っている。仮に Madiga が不満をもったりすると Kōmati の結婚式の場にやってきて、式場の天蓋支柱となるバナナの幹を切りとり、宴をさまたげることができる。だから結婚式には必ず Madiga の一族を招くのである。〈Madiga との協調関係〉

(ニ) Kōmati はブラーフマンを Purōhit とし、また結婚式の司祭として招請する。〈バラモン司祭〉

(ホ) Kōmati は再生族 (Divija) として認められており、ヴェーダの儀礼を遵守する資格が与えられている。〈ブラーフマニズムの儀礼〉

(へ) Madiga はテルグ地方出身の皮革職であり、Bēdar と共飲・共食関係にある。Kōmati の結婚儀礼の場ではしばしば花嫁・花婿の輿を担いで街路を行進する役割を果たす。その際、左手カーストグループの者としてしばしば抗争をくりひろげる。Kōmati が右手グループに属するのに対して、Madiga はクルヌール県では左手グループに属するという [CHETTI 1886]。〈Kōmati の祭礼における役割〉

(c) Reddi

(イ) Reddi は Kapu と総称される、テルグ地方ではバラモンに次ぐ有力農民の一サブカーストである。〈Kapu 名称・Kapu の同族〉

(ロ) Kapu とは「農民・耕作者」を意味する。

(ハ) マイソール地方の Vakkaliga と類似の伝承をもつ。その伝承は婚姻を示すシンボルに関するものである。すなわち「Kapu はもともと Ayōdhya に居住していた。Bharata の治世に Pillala Mari Belthi Reddi と彼の息子達は王を欺いて

穀物を我が物にし、王には稲ワラのみを差し出した。王は罰として Dasarātha の死の祭礼 (Sṛādh) 用にカボチャの実を供えるよう命じた。彼らがその実を実らせる前に Hanuman は根を引き抜いた為、祭礼に供えることができなかった。そこで Reddi はカボチャと同量の品物をすべて差し出したが、それでも足りない為、Reddi の女達は結婚のシンボルである bottu (聖紐) をも秤にのせて同じ重量とした。それ以後、Reddi のうち Mōtāti と Pedakanti のサブカーストに属する女性達は bottu のかわりにウコンで染めた綿の紐を代用するという。」〈共通儀礼〉

(ニ) 結婚儀礼はブラーフマニズムに準じて行う。〈ブラーフマニズムの儀礼〉

(ホ) バラモンを Purōhit として招請する。〈バラモン司祭〉

(ヘ) 一般にシュードラとは共食しないが、Vellāla のうち菜食主義の者からは食事を受けることができる。〈Vellāla との共食〉

(d) Agamudaiyan

(イ) 一般に Vellāla の風俗・習慣に従う。〈Vellāla との共有習慣〉

(ロ) 南インドの数県では Vellāla, Palli, Milakkaran⁷⁾ と同一の者と考えられている。〈Vellāla と同等の地位〉

(ハ) ティンネルヴェリ県では Kōttai Vellāla とよばれている。〈Vellāla 称号〉

(ニ) 誕生・結婚・葬式の儀礼は Vellāla と同一である。〈Vellāla と共通の通過儀礼〉

(ホ) バラモンを Purōhit として招請する。〈バラモン司祭〉

(e) Vakkaliga (Okkiliyan)

(イ) カナーラ地方の有力農民カーストである。

(ロ) 結婚の儀礼はバラモン司祭がとりしきる。〈バラモン司祭〉

(f) Balija

(イ) 「Kapu と Balija はともにムスリムの侵入者に追われて南部に移住してきた。しかしペンナル川は氾濫し渡ることができなかった。Balija の介添役であった Māla がその子供を川に投げ入れるや、川はたちまち二つに裂け、両者は川を渡ることができた。……以後、Kapu と Balija は Māla⁸⁾ を讃えることとなった。」

7) Mēlakkāran とよばれる。タミルとテルグ両地方出身のサブカーストがあり、両者とも楽師としての職能を持つ。タミル出身の者は一般に Vellāla と共通の慣習を保持しているといわれる [THURSTON 1975d: 59-60]。

8) テルグ地方出身のアウトカーストに属する。タミル地方出身の Paraiyan と共に右手集団に属し、結婚・葬儀の際には独自の役割を果たす。Bellary 県では Māla は Banajiga (交易・農耕カースト Balija の一分派) の使役人と考えられており、結婚の儀式には数家族の Māla から 6 人の者が選ばれ、旗をかかげながら行進の先頭に立つ。また、葬儀の際には、右手集団の頭目 (Dēsāyi) の権威を示す銅の錫をかかげる [THURSTON 1975c: 329-330]。

<Kapu, Baliya, Māla の同朋関係>

(ロ) 右手集団の指導者 Dēsāyi⁹⁾ は Baliya である。右手集団のカースト成員はすべて Dēsāyi の命に従った。<右手集団の指導権>

(ハ) Dēsāyi の頭はその権力のシンボルである銅の錫を保持することになっており、Baliya の結婚と葬式の際には Dēsāyi の使役人である Pariah を通じてこのシンボルが運ばれる。<Baliya と Pariah の相互関係>

(ニ) Vellāla と同一の祖先伝承を持つ。<Vellāla との共通祖先伝承>

(ホ) バラモンを Purōhit として招請する。<バラモン司祭>

(g) Idaiyan

(イ) Vakkaliga のサブカーストとみなされている。<Vakkaliga との同族関係>

(ロ) セーラム県では Idaiyan は Shānān と同義である。<Shānān との一体性>

(ハ) Vellāla, Palli と共食しうる。<Vellāla との共食関係>

(ニ) バラモンは Idaiyan からミルク・ヨーグルトを受けとることができる。

<バラモンとの共食関係>

(ホ) バラモンは Idaiyan のホームの儀式を行う。<バラモン司祭>

(h) Korava

(イ) Korava の中には Pillai というカースト称号を持つ者や Agambadiar Vellāla と称する者がいる。<Vellāla カースト称号の共有>

(ロ) Palli, Kavarai, Reddi の呼称を持つサブカーストもある。<Palli, Reddi 称号の共有>

(ハ) 結婚の儀式はバラモンの司祭による。<バラモン司祭>

(i) Patnulkāran

(イ) グジャラート地方出身の織布カーストであるが、サウラーシュトラバラモンと自称する。<バラモンの呼称>

(ロ) グジャラート地方のバラモン伝承を保持する。<バラモン伝承>

(j) Togata

(イ) ヴィシュヌ派バラモンを司祭とする。<バラモン司祭>

9) Dēsāyi とは本来、国 (Dēsa) を意味する。しかし南インドのノースアルコット及びサウスアルコットでは、「国の安寧を護持する者」として使われる称号 (Dēsāyi Chetti) を持つ指導者と考えられ、ほとんど各郡におかれている。この差配に従う者は Lanbadi, Jōgi, Kavarai, Paraiyan など「右手」に属する18のカーストである。集団の掟を乱す者がいれば、各村に置かれた下役の報告を受けて彼の手によって裁かれる [THURSTON 1975a: 121-122]。

(ロ) 結婚、葬式の際には厳格なプラーナ儀礼を遵守する。〈プラーナ儀礼〉

(k) Kuruba

(イ) Kuruba の祖先は Kapu の一族であり、Masi Reddi であった。〈Kapu の祖先伝承〉

(ロ) Mudali, Kapu の称号を持つ。〈Kapu 称号〉

(ハ) 結婚の司祭としてバラモンを招請する。〈バラモン司祭〉

(l) Malayāli

(イ) Malayāli は本来 Vellāla の一族でありカーンチープーラムに居住していたが、約10世代前に南インドがムスリムの支配を受けた時、山岳地域に移住した。〈Vellāla との同族関係〉

(ロ) Malayāli の伝承をうたった古謡には、「かつてカーンチープーラムの僧であり王の兄弟であった Malayāli の一族は、王と争った為、彼地を去りトゥリチノポリにやってきた。当時トゥリチノポリを治めていた Vellāla, Vēdar を打ち破りその支配者となった。後 Malayāli の三兄弟はそれぞれ Kaikkōlan, Vēdan, Pallan の女をめとった……」という。〈Kaikkōlan, Vēdan, Pallan との同族関係〉

(ハ) ジャーヴァーディ丘陵地域の Malayāli は Vellāla の儀礼を遵守している。〈Vellāla との共通儀礼〉

(ニ) 結婚の司祭はバラモンである。〈バラモン司祭〉

(m) Boya

(イ) Boya の特定集団の中にはバラモンを司祭として招請する者もある。〈バラモン司祭〉

(n) Vedakkāran

(イ) Vēttuwa Vellāla を自称する。〈Vellāla 称号〉

(ロ) バラモンを司祭として招請する。〈バラモン司祭〉

(o) Bestha

(イ) バラモンを司祭とする。〈バラモン司祭〉

(p) Lambadi

(イ) 結婚の司祭はバラモンである。〈バラモン司祭〉

(q) Shānān

(イ) Karukavatti Vellāla のカースト称号をもつ。〈Vellāla 称号〉

以上 (a)~(q) では各サブカーストが個別に保持している祖先・親族伝承、カー

ト称号, 結婚・葬儀を主とする儀礼, 諸儀礼におけるバラモンの役割, サブカースト間の共飲・共食関係を明らかにしてきた。まず Vellāla と共通のカースト称号或いは祖先・親族伝承を持つ者には Agamudaiyan, Baliya, Korava, Malayāli, Vedakkāran, Shānān があげられる。また Reddi と共通のカースト称号, 或いは祖先・親族伝承をもつサブカーストとしては Vakkaliga, Idaiyan, Korava, Kuruba がある。更に Vellāla, Reddi とその称号・伝承を共有するのは, 主として商業・手工業サブカーストに属する Kōmati, Togata, Boya, Bestha, Lambadi を除く10のサブカーストである。祭祀におけるバラモンの役割, 特にバラモンを Purōhit (司祭) として招

表3 Reddi, Vellāla を中心とする右手集団の共通要素

サブカースト	サブカースト称号／シンボルの共有	祖先・親族伝承	祭祀におけるバラモンの役割	生誕・結婚・葬礼における儀礼	共食関係	守護神
Vellāla		三つのヴァイシア伝承*	Purōhit	ヴェーダによる儀式		
Reddi	Kapu, Vakkaliga		Purōhit	ブラーフマニズムの祭式	ヴェラララと共食	ヴィシュヌ・シヴァ
Kōmati			Purōhit	再生族・ヴェーダ儀式		
Agamudaiyan	Kōttai Vellāla	Vellāla, Palli と共通	Purōhit	Vellāla と同一		
Vakkaliga		Reddi, Idaiyan の祖先伝承	Purōhit			ヴィシュヌ・シヴァ
Baliya	Gazulu Vellāla, Kapu	Vellāla と同一	Purōhit	Reddi と同一		
Idaiyan	Vakkaliga の分派 Shānān と同一		Hōma の儀式		ヴェラララと共食	ヴィシュヌ
Korava	Agambadiar Vellāla, Pillai	Reddi, Palli と共通		バラモンによる儀式		ヴィシュヌ・シヴァ
Patnulkāran		バラモン伝承	×	バラモンと同一		ヴィシュヌ・シヴァ
Togata			Purōhit	プラーナ儀式		ヴィシュヌ
Kuruba	Mudali, Kapu	Reddi の共通	Purōhit	バラモンによる儀式	ヴェラララと共食	リングーヤト
Malayāli	Karaikkat Vellāla			バラモンによる儀式		ヴィシュヌ・シヴァ
Boya			Purōhit	又はバラモンによる儀式		
Vedakkāran	Vettuva Vellāla		Purōhit			
Bestha			Purōhit	ブラーフマニズムの祭式		ヴィシュヌ・シヴァ
Lambadi			Purōhit			ヴィシュヌ
Shānān	Karukamatti Vellāla					

* (a) Vellāla の項(イ)参照

請する者は Korava, Patnavar, Malayāli, Shānān の4つを除くすべてのサブカーストである。ヒンドゥ教徒にとって最も重要な通過儀礼——生誕・結婚・葬儀——における儀礼様式としてブラーフマニズムの伝統様式を遵守する者乃至それに準ずる者は Vakkaliga, Idaiyan, Vedakkāran, Lambadi, Shānān を除く12のサブカーストである。これら伝承・儀礼の共通性ととも、各サブカーストの守護神或いは信仰宗派の要素を加えて、Vellāla, Reddi を中心にした各サブカースト間の関係をまとめたものが表3である。次に表2に示した右手集団に属する各サブカーストの職能と、表3に示した右手集団における伝承・儀礼要素の二つの側面から Vellāla, Reddi を中心にしたサブカースト間の諸関係を示したものが図3である。

さて、以上のように右手集団成員間の「関係」は、〈職能〉〈同族・共通祖先・同朋の伝承〉〈儀礼〉〈称号〉の主に4つの「要素」のあり方から考察されてきた。これらの要素にはそれぞれ各サブカースト毎に要素の持つ意味の軽重があり、要素が成

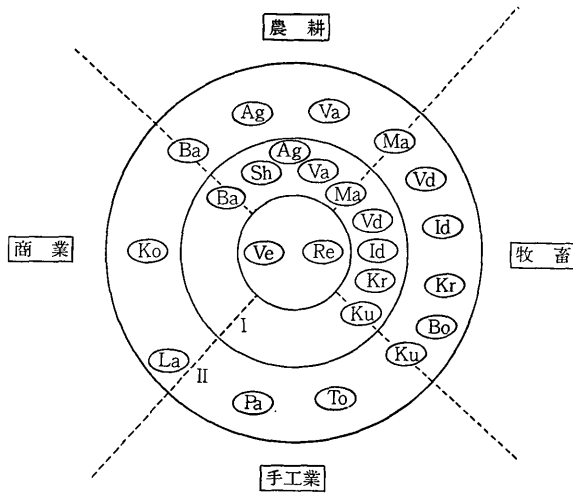


図3 Reddi, Vellāla を中心とする右手集団の共通要素

- | | | |
|-----------------|---------------------------|-----------------|
| 注) Ve: Vellāla | Re: Reddi | Ag: Agamudaiyan |
| Va: Vakkaliga | Ma: Malayāli | Vd: Vedakkāran |
| Id: Idaiyan | Kr: Korava | Ku: Kuruba |
| Ba: Baliya | Ko: Kōmati | La: Lambadi |
| Pa: Patnulkāran | To: Togata | |
| Bo: Boya | I: サブカースト称号/祖先・親族伝承の共有 | |
| Sh: Shānān | II: ブラーフマニカル儀礼/バラモンの主要な役割 | |

立する時期のズレがあり、要素の内容に精粗があるであろうが、なお右手集団に共通するある特徴が見出しうる。

第 1 に、17 のサブカーストの中にはヴィシュヌ・シヴァを守護神とするものは 6、シヴァのみを守護神とするものは 0、ヴィシュヌのみを守護神とするもの 3、リンガーヤト派が 1、他は不明もしくは土着の守護神と考えられる。とすると必ずしも特定の守護神が右手集団の宗教規範であるとは考えられず、少なくともヒンドゥ教の主要な神格が右手集団成員によって信仰されていることは明らかになる。

第 2 に、図 3 からわかるように、右手集団の成員のうち商業と手工業を職能とするものはそれぞれ 2 であり、他は農耕・牧畜を職能とする。すなわち、右手集団はその生業形態からみた場合、いわゆる伝統的な生産形態をとっているのである。しかし、農・牧を主体とするサブカーストが、他の職能集団をも含めて結合しうる原理は何か。それは経済的役割の共通性のみでは必ずしも理解しえないように思える。そこで、他の要素——儀礼様式・バラモンの役割——から各サブカースト間の関係をみた場合、上述した如く、通過儀礼におけるブラーフマニズム儀礼の遵守が顕著である。つまりバラモンを権威の象徴とする宗教・社会規範或いはバラモンによって示される教義を最高至上のものとするブラーフマニズム的秩序が、同集団に共通している。もっとも、ブラーフマニズム的秩序は、儀式において顕在化され、儀礼のフォーマリティによって規制力を持つとしても、それ自体観念的なものであり、諸カーストを結びつける強力な意識紐帯とはなりにくいと考えられる。観念的＝儀礼的レヴェルにある共通規範を、より具体的で内面的な各カーストの属性としてのレヴェルに結びつける要素がすなわち〈伝承〉と〈称号〉だといえよう。

第 3 に、〈伝承〉と〈称号〉の要素が持つ意味を考えたい。右手集団の特徴としてはすでにのべたように、Vellāla 及び Reddi との婚姻・同族（祖先）関係或いは両カーストの保持するカースト称号の共有関係が明らかになった。ヒンドゥ社会では低位にあるカーストが自らの社会的・身分的ステータスを高める為に、彼らよりも上位にあるカーストの儀礼・慣習・モラルを模倣したり、或いは上位カーストの称号を僭称することは多くあった。それ故、称号や親族伝承の共通性が必ずしも実体としての同族性を意味するのではない。後述するように、右手と左手との対立・競合は、同一の称号や伝承或いは儀礼をめぐって発生したのである。しかし、特定のカースト——Vellāla 及び Reddi ——の持つ親族・同朋伝承や称号が下位カーストの者によって共有され、しかも集団成員全体の「承認」を受けることによって、一種の“擬制的同族関係”が形成されたと考えられるのではないか。そのことは具体的には祝祭の場で確

認められる。すなわち、右手集団の一員と考えられる低カースト **Madiga** は伝承において **Kōmati** と同族関係にあるのみならず、**Kōmati** の婚姻儀礼においては重要な役割を担っているし、また、**Māla** 及び **Pariah** も右手集団の有力者 **Dēsāyi** の手先として **Baliya** の結婚・葬儀において独自の意義を与えられている。特にアウトカーストの **Pariah** の場合には右手集団の一員として “**Valaṅgai Mattar**” (右手の友) という称号が与えられ、それに伴う役割を付与されることによって、集団内の同朋関係として位置づけられている。

以上みてきたように、右手集団は農・牧を主体とするカースト職能の共通性と宗教的秩序の複合体系としての意味を持つ。この場合、ブラーフマニズムにもとづく宗教的規範はそれのみでは意義を持たず、**Pariah** から **Vellāla**, **Reddi** に至る諸カーストに共有される同族・同朋意識の確認のプロセスとしての機能を持つ。儀礼・儀式の持つフォーマリティと意識確認の要素としての〈伝承〉とが結合することによってはじめて集団の規範が形成される。規範は時には **Vellāla** など上位カーストへのモラル・地位の上昇志向として俚諺の形で伝えられてゆくこともあった¹⁰⁾。

1・2・2 左手集団の儀礼・伝承

次に、左手集団に属する主なサブカーストの儀礼・伝承によって、それらに共通する特徴を明らかにしたい。

(a) **Kammālan**

(イ) 神々の創造主 **Visvakarma** を出自として自ら **バラモン** なりと称する。〈バラモンの自称〉

(ロ) **Kammālan** とは「目 (**Kan**) を支配する者」「(神に) 目を与える者」を意味するという。タミルの古詩によれば神像が完成すると寺院で献像式が行われるが、その儀式の最終段階で神像に目を刻みこむのが **Kammālan** である。像は目が入れられてはじめて神となる。

セイロンに伝わる「目入れ法要 (**mangalya**)」の儀式の場合、寺院の新築或いは寺院の改築・装飾に関連する最も重要な儀式として、供眼法要 (**netra mangalya**) がある。どのような像であっても必ずこの法要を施さねばならないのである。〈聖職伝承〉

10) 次の俚諺には **Vellāla** を頂点とする右手集団の成員カースト間の階層性及び下位カーストの上昇志向がうかがえる。

“**Kallan**, **Maravan**, **ganathāl Agamudiyān**, **molla molla Vellālan**, **Vellālan Mudaliyar**.”
(「**Kallan** から **Maravan** へ、そして敬意を払われる **Agamudiyān** に、それから徐々に徐々に **Vellālan** に、そして最後に **Mudaliyar** に (上昇したいものだ)」) [**Le Fanu** 1883: 136]。

(ハ) **Kammālan** は金細工師 (**Tāttan**)、真鍮細工師 (**Kannān**)、大工 (**Taccan**)、石工 (**Kal-Taccan**)、鉄鍛冶職 (**Kollan, Karūman**) の5つの職能を含む。

(ニ) 各職能の間では自由に通婚しうるが、例外的に金細工師は鉄鍛冶職とは通婚しないとされている。〈職能・通婚関係〉

(ホ) 「マーンダープリの町では**Kammālan** が一体となって手工業を独占していた。彼らは王もおそれず、王に敬意も払わなかった為逆鱗にふれ、ついに町をおわれることとなった。しかし、**Beri Chetti** の家に難を逃れた **Kammālan** の女は **Beri Chetti** の男との間に一人の男児をもうけた。やがて成人したこの男は **Beri Chetti** の女をめとり、5人の男子をもうけた。この5人が **Kammālan** カーストのとりしきる5つの職能をそれぞれ継承した」という。〈都市居住・逃亡・同族伝承〉

(ヘ) 別な伝承によれば「**Kammālan** はバラモンの男性と **Beri Chetti** の女性との間にできた者」だという。それ故「**Beri Chetti** と **Kammālan** は一つ」という格言も伝えられている。〈同族伝承〉

(ト) **Beri Chetti** と **Kammālan** は共住・共食することができ、また結婚の聖紐 (**tāli**) も両者の間では同一のサイズと細工である。〈シンボル共通伝承〉

(チ) タミルの古謡によれば南インドの **Kaikkōlan** はかつて **Kammālan** の一員であったという。〈同族伝承〉

(リ) **Kammālan** の特権として、自ら主張している内容は以下の如くである。〈擬似バラモン特権〉

- ① バラモンの称号 **Āchārya** 及び **Bhaṭṭa** に対応する **Āchāri** 及び **Paththar** の称号をもつ。
- ② ヴェーダの暗誦をし、その知識をもつ。
- ③ 結婚・葬儀その他の祭式を司どる。
- ④ 5つのゴートラすなわち **Visvagu, Janagha, Ahima, Janardana, Ubendra** を持つバラモンの出自であると自称する。
- ⑤ バラモンとしてシヴァ派の教義を教授する。
- ⑥ バラモンと同様の聖紐を身につける。

(b) **Beri Chetti**

(イ) 「カーヴェリプーラムの町には1,000家族の **Beri Chetti** が住んでいたが、ある時王は彼らの家から一人の女を差し出すようにと命じた。彼らはそれをきらって王の結婚式の前日、黒い犬を結婚式場の天蓋支柱に結びつけて逃げ去った。激怒した王は以後すべてのカーストが **Beri Chetti** から水を受けることを禁じた。その

為、彼らは左手カースト集団の一員に加わることになった。」〈都市居住・逃亡伝承〉

(ロ) Kammālan と Chetti はお互に友人と認めあい、タミルの格言によれば「Chetti と Kammālan は一つなり」という。〈同朋伝承〉

(ハ) カーヴェリプーラムが Beri Chetti の拠点であると考えられている。〈都市居住伝承〉

(ニ) 「昔、Kōmati が首をはねられようとした時 Beri Chetti がその危機を救った。そのかわりに Kōmati は裕福な Beri Chetti の婦人の奴隷となり、“Pillai-puntha Kōmati (子供にされた Kōmati)” とよばれるようになった。」〈Beri Chetti の優位伝承〉

(ホ) Beri Chetti と Kōmati は対立しあっていて決して交易を行うことはない。〈右手成員との対立関係〉

(ヘ) Beri Chetti と Kōmati はともにヴァイシヤであると主張するが、Beri Chetti は Kōmati をヴァイシヤとは認めていない。〈右手成員との対立関係〉

(ト) 結婚式の天蓋支柱にバナナの木を結びつけることは許されていない。もしそうした場合、右手集団の成員である Paraiyan が切斷するという。〈シンボル伝承〉〈右手成員との対立関係〉

(c) Nagarattu Chetti

(イ) Nagaram (都市) の Chetti という名が示すように、本来1,000家族の Chetti がカーンチープーラムの町に居住していたが、やがてそこから逃げ出したという。〈都市居住・逃亡伝承〉

(ロ) 結婚と葬儀の儀礼はブラーフマニズムの儀式を厳守する。〈ブラーフマニズム儀礼〉

(d) Vēdar: Vedakkāran と同一(?)

(e) Golla

(イ) 「森 (Kādu) の Golla」及び「村 (ūr) の Golla」という二つのセクトが存在する。〈居住伝承〉

(ロ) Golla のサブカーストの一分派 Erra はバラモンと Golla の女性の間にできた子孫であるという。〈バラモンとの同族伝承〉

(ハ) Golla は右手集団の Kapu (Reddi), Kamma, Baliya と自由に交際でき、またバラモンも Golla からバターミルクを受けとることができる。〈同朋関係〉

(ニ) Golla と Kapu の間に儀礼上の差違はなく、対等である。〈儀礼的地位〉

(ホ) **Golla** は右手集団の **Baliija** と共食しうる。〈共食関係〉

(へ) しかし、街頭での祭礼行進の際には **Golla** は **Kammālan** とともに左手集団に属し、**Madiga** を補佐役に使役できる。〈祭礼の役割〉

(ト) カーンチープーラムにおける **Golla** のシンボルは銀のバターかく拌棒である。〈カーストシンボル〉

(チ) シヴァ派とヴィシュヌ派の両派を信奉する。〈宗派〉

(f) **Vāniyan**

(イ) **Vāniyan** は「光の都の居住者 (**Jōti Nagarattu**)」及び「聖火の都の居住者 (**Tiru Vilakku Nagarattu**)」の称号をもつ。〈都市居住伝承〉

(ロ) ヴァイシャであると主張し、**Vaisya purānam** を聖典とする。しかし、一般にはヴァイシャと認められず、より低いカーストとされている。〈カースト上昇伝承〉

(ハ) **Beri Chetti** と同じ慣習を保持している。

(ニ) シヴァ派に属する。

(ホ) バラモンを司祭として招請する。〈ブラーフマニズム儀礼〉

(g) **Razu**

(イ) ノースアルコット県で **Razu** はクシャトリアであると主張するが、一般には認められていない。〈カースト上昇伝承〉

(ロ) **Kapu, Kamma, Velamma** の諸カーストの守護者である武士カーストの子孫であると自認する。

(ハ) 結婚その他の儀礼においてはバラモンの慣習を模倣する。

(ニ) バラモンを司祭とする。

(h) **Kaikkōlan**

(イ) 彼らの本拠はカーンチープーラムである。更に南インドの西方 (**mēl**) 44カ国 (**nādu**) と東方 (**kil**) 28カ国 (**nādu**) を支配するという。〈都市居住伝承〉

(ロ) 大多数の者はシヴァ派であるが、一部はヴィシュヌ派である。

(i) **Pallan**

(イ) マドゥラ地方では **Kammālan** の“カーストの息子 (**Jāti Pillai**)”とよばれている。〈擬制同族関係〉

(ロ) タンジョールでは右手集団に属する **Paraiyan** とカーストの優位権をめぐる常に対立している。〈左手成員との対立関係〉

(ハ) 右手集団と左手集団の抗争の際には **Pallan** が左手集団の尖兵となる。

(ニ) 名目上はシヴァ派であるが実際には村の守護神や悪霊を信奉する。〈土着信仰〉

(j) Irulan

(イ) サウスアルコットでは Irulan の中心は「蜂蜜 (tēn) の Vanniyan」又は「森 (vana) の Palli」と自称する。〈同族伝承〉

(ロ) ニルギリ地方の Irulan はヴィシュヌ派であるが、チングルプットでは部族神や Mari Amman (種痘の女神) を信仰する。〈土着信仰〉

(k) Pattanavan

(イ) キストナからタンジョールに及ぶ沿岸地帯の Pattanavan は Karaiyān (沿岸の民) とよばれる。

(ロ) Pattanavan とは、「沿岸都市 (pattanam) の住者」の意である。〈都市居住伝承〉

(ハ) Karaiyān の中には Taccan (大工) Karaiyān と自称する者もいる。〈同族伝承〉

(ニ) マドラス市の祭礼では神像をのせた輿をかつぐ役割をもつ。

(ホ) 彼らよりも上位のカーストの称号, Āriyar, Āriya Nattu Chetti (Āriya の国の Chetti), Accu Vellāla, Karaiturai Vellāla (海のヴェララー), Varunakala Mudali (水神 Varuna の頭目) を自称し, Pillai の称号を持つ者もいる。〈カースト上昇伝承〉

(ヘ) シヴァ派に属するが, また海神 Kittiyaṅdavan を祀る。〈土着信仰〉

以上の左手集団の各サブカースト (a)~(k) にみられる主たる共通要素は同族・同朋伝承, 都市居住(及び都市からの逃亡)伝承, カースト上昇伝承である。Kammālan と共通の同族伝承をもつのは Beri Chetti, Nagarattu Chetti, Kaikkōlan Pattanavan であり, Kammālan と同朋伝承を持つ Pallan である。また, Pallan は “Jāti Pillai” (「左手」カーストの子) という称号を与えられ, 集団内での擬制同族関係として位置づけられた。祭礼の場では Kammālan や Golla の下で旗・幟をかついだり, 行進の先頭で露払いの役割をするなど, 特定の役割をもっていたのである。同族伝承乃至職能伝承の中で, バラモンと等しい権限或いはバラモンとしての特権を主張しているサブカーストには Golla, Kammālan が認められるが, 特に Kammālan の場合, 出自伝承のみならず, 儀礼的役割でもバラモンと全くかわらない権利を要求する。また Kammālan をはじめ Beri Chetti, Vāniyan, Razu, などは上位カーストの地位・称号を呼称し, その慣習を模倣しているが, カースト社会一般, 特に右手集

表4 Kammālan を中心とする左手集団の共通要素

サブカースト	同族伝承	同朋伝承	カースト上昇志向	都市伝承	儀 礼	守護神	右手成員との対立伝承
Kammālan	Beri Chetti と同族		バラモンの出自	Tattan は都市の住者	バラモンと同一	シヴァ	Vellāla, Brahman
Beri Chetti	Kammālan と同族		ヴァイシア	Mandapuri の住者		シヴァ・ヴィシュヌ	Kōmati
Nagarattu Chetti	Chetti の一族		ヴァイシア	Kanchipuram の住者		シヴァ・ヴィシュヌ	
Vēdar							
Golla	バラモンとの結婚	Reddi と同朋			Reddi と同一	シヴァ・ヴィシュヌ	
Vāniyan			ヴァイシア	二つの Nagarattu 住者	Beri Chetti と同一	シヴァ	
Razu		Reddi の戦士	クシャトリア		ブラフマニカルな儀礼	シヴァ・ヴィシュヌ	
Kaikkōlar	Kammālan の一員			Kanchipuram の住者		シヴァ・ヴィシュヌ	
Pallan		Kammālan の Jati Pillai				シヴァ	Taraiyan
Irulan						ヴィシュヌ	
Pattanavan	Taccan と同族		Vellāla, Mudali Pillai	沿岸都市の住者		シヴァ	

団の成員からは承認されず、しばしば非難を受けている [SRINIVAS 1955: 24-25]。Vellāla と Kammālan, Kōmati と Chetti, Paraiyan と Pallan といった各々社会的身分的に競合する地位を占める者は伝承の中に対立のモチーフを持つのみならず、現実に祭礼の場では常に激しい抗争を展開した。その場合、右手集団の Paraiyan と左手集団の Pallan が抗争の主体的役割を果たしたのである [THURSTON 1975d: 474-475]。

次に、左手集団の多くのサブカーストは彼らの居住伝承或いはカースト伝承の中に都市に関連するモチーフを含んでいる。すなわち、Kammālan, Nagarattu Chetti, Kaikkōlar は Chōla 王朝の首都であり、南インドの大寺院都市の一つであるカンチーペラムを出身地とし、Beri Chetti はマーンダープリを拠点とする。また Pattanavan は沿岸都市の住者、Vāniyan は「光・聖火の都」という称号を持つ。このように、6つのサブカーストは伝承・称号の中に都市にまつわる帰属表徴を、地域的差異を含みつつも共有している。

守護神・宗派に関しては右手集団と同様、シヴァ・ヴィシュヌ両派の信奉者が多く、どちらか一方の宗派によって帰属集団が規定されるわけではない。

以上の伝承・儀礼をまとめたものが表4であり、左手集団の各サブカーストの職能

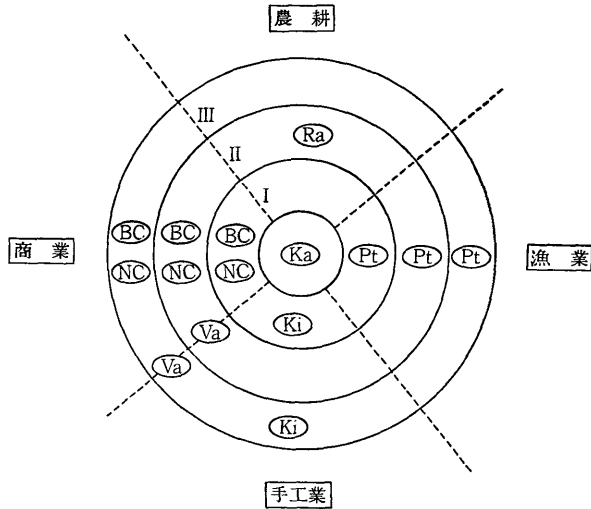


図4 Kammalan を中心とする左手集団の共通要素

注) Ka: Kammalan BC: Beri Chetti NC: Nagarattu Chetti
 Va: Vaniyan Ki: Kaikkolar Pt: Pattanavar
 Ra: Razu I: 同族伝承の共有 II: 都市伝承
 III: カースト上昇志向

構成を示す表2と伝承・儀礼要素との関係から、Kammalan を中心とする左手集団の成員間の関係を図示したものが図4である。

以上各成員サブカースト間の関係は次のように要約されるであろう。

(1) Kammalan を中心とする伝承の中での同族関係：商業・手工業・漁業サブカーストの擬制血縁性

(2) 都市居住伝承及び都市逃亡伝承の共有：商業・手工業・漁業サブカーストにみられる都市的職能関係或いは王との対立関係

(3) カースト上昇伝承：商業・手工業・漁業サブカーストと、競合的地位をもつ類似の他のサブカースト、特に右手集団成員との対立関係

上述の(1)～(3)の三つの要素が複合的に結合して左手集団の組織紐帯を形成したと考えられよう。

ここで、更に、右手・左手関係が、社会的位相＝相対的上・下関係へと転化する背景として、右手・左手各々の集団伝承と、両集団に特定の儀礼の意味を付与したブラーフマニズムの規範とを考えてみたい。

2. 「右手・左手」から「上・下」関係へ

2・1 「右手・左手」伝承

右手・左手両集団の起源については、① Kammālan と Baliya の対立をテーマとする Kammālan 側の伝承、② Kammālan と Vellāla との対立をテーマとする Vellāla 側の伝承及び③ Nagarattu Chetti と Baliya の対立をテーマとする「右手・左手伝承」(Mackenzie MSS., Translations etc., vol. xlv., Nos. 29 and 31) [Love 1968a: 124] がある。以下3つの伝承内容を検討する。

① Kammālan の伝承

「Kammālan にはかつて2人の息子がいた。そのうちの一人は Baliya の女性との間にできた息子であり、もう一人は Kammālan の女性との間の息子であった。ある時父の Kammālan がカーンチープーラムの王によって故なく殺されてしまったので、二人の息子達は力を合せて王を殺して父の仇を討った。そこで二人の息子達はそれぞれ王の肉体を分割したのだが、Kammālan の女の息子は王の頭をとって秤の受皿とし、Baliya の女の息子は王の皮膚を取りそれで行商に用いる敷物をつくり更に王の腿で商品にくくる紐にした。しかし二人の息子はお互いに相手の取り分の方が優れていると考えて争いをはじめた。他のカースト達もいずれかの側についた為、二つの対立するグループが生まれたのである。」[THURSTON 1975b: 117-118]

② Vellāla の伝承

「チョーラの時代、Kammālan と Vellāla の間に激しい対立が生じた。カーンチープーラムにいたチョーラの王は両カーストと、彼らに従う者達を王宮に呼び寄せ両者のいい分を聞いた。その際、Kammālan と彼らに従う者達は王の左手に、そして Vellāla と彼らに従う者達は王の右手に立った。王は結局 Kammālan に不利な裁決を下した為、その後 Kammālan 一族は各地に四散したという。」[THURSTON 1975b: 117]

③ 「右手・左手起源伝承」

Kōmati, Vullickar, Moochir¹¹⁾, Tellangwar¹²⁾, Parria, Vullavar, Gundapodikkar, Shānnān 等39の Baliya カーストグループは Chetti, Pully, Chuckler, Kykul-

11) Moochir 又は Mucchi. 1901年のセンサスによれば、マラータ出身のカーストであり、皮革職を職能とする。彼らは一種の地位上昇志向を示し、自らクシャトリヤ又はラージプートと称する [THURSTON 1975d: 82]。

12) Telaga (?) テルグ出身の農民カーストであり、Reddi と同一のカースト称号 Kapu を持つ。その儀礼様式はきわめてブラーフマニズム的である [THURSTON 1975e: 14]。

war 等11の Nagarattu¹³⁾ カーストグループとお互いに自グループの優位をめぐる対立を続けていたが、その争いが余りにも激しく且つ全土に及んだ為、チョーラの王は両グループをカーンチプーラムに召喚した。そして両者の居住区を別々に定め、また結婚式の行進やカーストの守護祭礼の場合には、相手方の居住区を通行しないように布令を出した。両グループは Caumatch-Amanc¹⁴⁾ 女神のまわりをめぐるのち、このような王の裁可を女神の前で受けた。女神像の右手側に立ったのが Balija グループであり、左手には Nagarattu が立った。そして王は右手でビンロウジとアレカナッツを Balija に与え、左手でそれらを Nagarattu に与えた後、前者を「右手 (valaṅgai)」後者を「左手 (idaṅgai)」とよんだ。

さて、次に3つの伝承の内容を分析し、それらに含まれるいくつかの〈要素〉から、各伝承に共通のモチーフを抽出し、且つ、その意義を明らかにする。

第1の Kammālan 伝承には、それぞれに関連しあう4つの〈要素〉が含まれている。すなわち、Kammālan と Balija の〈異母兄弟関係〉〈王殺し〉〈王の肉体分割〉〈肉体部位をめぐる兄弟対立〉である。伝承のコンテクストからみる限りでは、右手に属することになる Balija と左手に属することになる Kammālan とは本来同族的一体性を持っていたことがうかがわれる。しかし、〈王殺し〉とその〈肉体部位の分割〉を契機として、Balija (交易) と Kammālan (手工業) は対立関係として示されるが、ここには二重のモチーフが含まれていよう。つまり、〈王殺し〉(或いは「父の仇討」) が示すように Kammālan, Balija と王との対立関係である。また、両者によって獲得された王の肉体部位=両者の職能表徴 (Balija による皮膚と腱、Kammālan による頭) の優劣をめぐる対立関係である。

前者の特定カースト集団と王との対立関係は、〈王殺し〉と類似したヴァリエーションをとって、他の伝承にも描かれている。例えば、前章で引用したように Kammālan や Nagarattu Chetti の伝承ではマーンダプリーや王都カーンチプーラムからの逃亡・移住であり [前章 (a)―(ホ); (c)―(イ)], 或いは Beri Chetti の伝承では王との結婚忌避・逃亡となる [前章 (b)―(イ)]。このように、特に左手集団に属する諸カーストの伝承には王の忌避或いは王との対立を主題とするものが多くみられる。その背景には、カーンチプーラムを首都とするチョーラ王朝時代(9~13世紀)に、商品生産の増大に伴う商人層や職人層の擡頭乃至農民カースト集団とは別に新たな職能集団の形成という事実が考えられる [Stein 1965; Venkatarama Aiyar

13) 原義は「都市の民」

14) Caumatch は Kōmatchi Amman の音転写。Kāmākshi Amman のことであり、村落或いは地域守護神である。

1947]。商品生産の拡大が農村社会の経済・文化に及ぼす影響についてはこれまで、Stein, ターパル, 辛島 [辛島 1970] らの諸研究によって、左手に属するカースト集団と王権との対立関係が当時の社会・経済変動と関連して生じていたことは示唆されるのである。

次に、王の肉体部位の分割をめぐる兄弟対立は何を表わすのであろうか。伝承によれば、Kammālan は職人集団の用いる〈秤の受皿〉として〈王の頭〉を、そして Balija は移動商人に必要とされる〈敷物〉として〈王の皮膚〉を、また交易商品の〈梱包紐〉として〈王の踵〉を獲得した。ここには王の肉体部位によって両カーストの職能表徴が示されている。肉体部位はブラーフマニズムではカーストの出自と深く関わる。『マヌの法典』には次のように規定されている [田辺 1964: 30]。

I-31 而して、この世の増福のため、(彼はその) 口、腕、足より、バラモン、クシャトリヤ、ヴァイシャ、シュードラを造れり。

本来、各カーストの出自は造物主の肉体部位によって規定され、ステータスが認められていた。従って、造物主の肉体のどの部位に位置するかは、ブラーフマニズムの秩序体系の中では極めて重要となる。Kammālan と Balija の両兄弟の獲得した肉体部位つまり職能表徴は、職能の分化を暗示するとともに、両カースト間の社会的・身分的地位をめぐる対立をも示す。王の肉体部位に自らの職能表徴を仮託することによって、カースト集団は権威の位置づけを試みるが、分割部位の優劣が未だ各カーストによって決定的なこととして承認されていないことが、伝承における対立に反映していると考えられる。

第2の Vellāla 伝承では、〈カースト集団間の対立〉→〈王の裁定〉→〈右手・左手の位置づけ〉という一連の〈要素〉が含まれる。対立するカーストは、第1の伝承とは異なり Vellāla (農民) と Kammālan (職人) である。またここでは王は否定される存在としてネガティブな役割を果すのではなく、カースト対立を裁くという王権の優位を示すものとして描かれている。更に裁定の結果として「右手」と「左手」という明確な位置づけが与えられるのである。しかもここでは左手に位置づけられた Kammālan は明らかに劣位の者とされている。

第3の右手・左手起源伝承は、〈カースト集団間の対立〉→〈王の裁定〉→〈右手・左手の位置づけ〉という要素であり、第2の伝承と共通するが、王による裁定が神(女神像)の権威を背景としていること、両集団の対立の事情・裁定の内容が具体的に示されていること、及び両集団の成員カーストがあげられていることは先の2つの伝承と異なる。

以上のチャウラ王朝期を歴史背景とすると考えられる3つの伝承に共通してみられ

る要素をまとめると以下の如くなるろう。

A.	B.	C.
[職能集団の分化・対立] [職能集団と王権との関係] [職能集団の位置づけ]		
第1伝承：肉体分割→兄弟対立 (Kammālan 対 Baliya)	王権の否定（王殺し）	？
第2伝承：Kammālan と Vellāla の対立	王権による対立裁定	右手と左手
第3伝承：Baliya と Nagarattu Chetti の対立	王権・神権による裁定	右手と左手

2・2 ブラーフマニズムにおける右手・左手

前述の伝承事例から二つのカースト集団の間に対立が生じていたことは明らかになった。しかし、その対立が王によって<裁定>されるということ、更に、<裁定>の結果として、カースト集団が右手・左手のいずれかに<位置づけ>られることの意味は何であろうか。このような伝承上のモチーフは、3伝承に共通した舞台となっているチョーラ王朝の歴史状況——特に政治権力と宗教権威の結合——に求められよう。

Stein, ロミラ=ターパルの両研究によれば、チョーラ王朝時代には王の保護の下にヴィシュヌ・シヴァ両派の寺院が南インドの各地に次々と建立された。これらの寺院は王国内の諸領域を宗教的・文化的に統合する組織として重要な役割を担った [STEIN 1980: 321-342; ロミラ=ターパル 1972: 48, 52-53]。このことはチョーラ時代にブラーフマニズムにもとづく理念が王朝の支配理念として国家イデオロギーとしての性格を持つと共に、更に地方へ次第に浸透していったことを示唆する。また、この時代ヴィシュヌ・シヴァ両派及びそれらの分派は教義の正統性をめぐってしばしば論争を展開したのであるがその過程で「正統」「異端」の概念が形成されてきたようである [ロミラ=ターパル 1972: 49-56]。こうしたブラーフマニズムを王朝の支配理念とする王権（政治権力）と寺院勢力の結合は、地方レベルでは、また有力カースト集団と寺院勢力の結合という状況をもたらした。南インドの各地で、Vellāla を中心とするカースト集団は地域統合の核として村落集団 (Nādu) を組織したが、彼らの社会・経済面における世俗的統合は、各地の寺院及びバラモンによる宗教的な統合と不可分のものであった [STEIN 1980: 90-140]。このように、当時の南インドでは王権がブラーフマニズムの宗教的権威やその規範に依拠しつつ地方にまで浸透しつつあったという状況があり、且つ、その規範の中から「正統」と「異端」というく整序の枠

組>を持つ新たな支配の秩序が形成されてきたのではないかと考えられる。

<王による裁定>とは、具体的な問題に対して支配の秩序を執行することであるが、それはブラーフマニズムという宗教規範にもとづいて、カースト集団を<整序の枠組>に位置づけてゆくことであった。その<枠組>が「右手」であり「左手」であるといえる。「右手」に位置づけられることが王朝権力者にとっても宗教規範においてもより「正統」に近く、且つ「左手」が逆に「異端」の位置を示すという支配の秩序が形成されたと考えられよう。従ってカースト集団が王の裁定によって右手なり左手なりに位置づけられることは、同時に各カースト集団の宗教的・社会的なステータスを決定することでもあった。「右手」「左手」の位置づけがカースト集団にとって深刻なのは、ブラーフマニズムの浸透と固定化の中で、彼らに与えられたそれぞれのステータスも固定化すると考えられたからである。それ故に、後述する如く、宗教的規範が最もヴィヴィッドに現出され且つ問われる祭礼の「場」、つまり、彼らの帰属意識が最も鮮明に確認される「場」としての婚儀・葬儀の祭礼において、儀礼的<位置づけ>をめぐって対立が先鋭化したと考えられよう。

ところで、伝承の中で示される右手・左手という<位置づけ>或いは<整序の枠組>は水平な位相関係である。そこにはことばの本来の意味において上・下関係は含まれていない。右手・左手の位置づけが両集団による激しい対立を生ぜしめるような関係となるのは何故か。或いは、右手・左手という空間的位置が、宗教規範及び身分規範として考えられるようになる事情は何か。このような問題が生じよう。そこで、ブラーフマニズムにおける右手・左手の表徴観念と、それが上・下関係へと転化するプロセスを考えたい。

Brenda Beck は右手・左手をヒンドゥイズムにおける Social body の位置づけとしてとらえ、それとヴァルナの上・下関係を結びつける [Beck 1973]。すなわち、

① 伝統的なヒンドゥイズムにおいては、一般に人間は男性と女性という二つの関係として考えられる。

② 両性の特性はヒンドゥイズムのイコノグラフィー特に Ardhanārīśvara (半女神) に顕著に表わされている。すなわち、女神の左半分が女性、右半分が男性としてシンボライズされる。つまり左側が女、右側が男の表徴として常に考えられている。

③ インドでは一般に両性の違いは社会的階梯 (social ranking) の差異として認識される。例えば、ヴァルナの位置づけでは、バラモンが上位、クシャトリアが下位であるが、両者は夫(男)としてのバラモンと、妻(女)としてのクシャトリアの関係の如く、二つのヴァルナ間の関係が [夫(男)と妻(女)] 及び [男性の上位と女性の下位] と

いう両性の対立概念及び上・下関係として比定される。

④ 従って、social body としての右手・左手とは、伝統的ヒンドゥイズムではメタフォリカルな夫一妻、男一女の関係と、ヴァルナにおける男・女の属性としての上・下関係とが結合したものと考えられている。

⑤ 故に、右手(男性)の優位、及び左手(女性)の劣位という social ranking が成立する。

私は上述の Beck 説に対して以下の疑問点をあげた上で、「右・左」関係から「上・下」関係への転化を再検討したい。すなわち、②、③の如く二つのヴァルナ間の関係が南インドでは、必ずしも夫一妻の関係として一般に認識されたとは考えられない。だから④、⑤でいうような social body の表徴としての[男・女関係]がヴァルナにおける[カースト間階層関係]と直接且つ普遍的に結びつうるかという疑問がある。更に、イコノグラフィーにおける男性と女性を固定的・一義的に右手・左手の関係としてアナロジーを求めることが可能かどうかという疑問も残る。私は social body という形態論による上・下概念の規定よりも、むしろブラーフマニズムの儀礼様式そのものに「右手・左手」=「上・下」関係という価値規範が含まれていると考える。

例えば、ブラーフマニズムの儀礼様式の一つとして、聖紐をかける作法に *yajñōpavīta* と *prācīnavīta* がある。両方の作法を簡単に要約すれば、①前者の場合、輪になった聖紐を左肩にかけ、右手の下を通すのであるが、この形式は神への礼拝を捧げる際にとられる一種の<浄の形式>である。これに対して、②後者の場合には、右肩にかけた聖紐を左手の下に通す形式で、不浄としての葬儀の場で行う [KANE 1974: 287-293; RENOU 1954: 43-44]。

また、ブラーフマニズムの儀礼行為には、*pradakṣiṇā* (右繞) *prasavya* (左繞) がある。Garett によれば、前者は尊崇されるべき人の周囲を一周するのであるがその場合、常に右まわりでなければならない<浄の行為>である [GARETT 1971: 107]。また *prasavya* とは火葬儀礼であって火葬堆の周囲を左まわりする行為であるという [宮治 1979]。このように、右が<清浄・吉祥なるものに対する儀礼様式・行為>であるのに対して左は<凶・不浄なるものに対する儀礼様式・行為>である。

こうしたブラーフマニズムの儀礼における右(手)・左(手)に付与された浄・不浄観にもとづく価値規範が、本来、水平的な位置づけでしかない観念を上・下関係に転化させたのではないかと考えられる。しかも先述したようにブラーフマニズムの地方への浸透過程で、上・下関係を伴う社会規範としてカースト集団は右手・左手の二つの区分に編入されたといえよう。

3. 騒擾の「場」としての祭礼

3・1 騒擾の状況

1652年11月、イギリス東インド会社のアーロン=ベーカーはマドラス商館長に着任間もなく、突然市内の二大カーストグループの対立に直面した。まもなくして、商館長ベーカー、イギリス特許商人グリーンヒル、及び同商人ガーニーの3名によって対立カーストグループの指導者シェシャドリ=ナーヤカとコンネリ=チェティに対して、調停案が提示された。しかしその合意もすぐに破棄され、同月24日紛争は再燃し、マドラス市内全域をまきこむ騒擾は翌1653年1月29日まで続いた。両グループに属するカーストの成員は周辺地域からも市内に流入し、マドラス市は混乱状態に陥った。商館長ベーカーは2月5日、東インド会社の本拠スーラト商館宛に公信を發し、事態への憂慮と商館の窮状を訴えた。以下、公信を引用して二大カーストグループの対立の状況を眺めてみたい。

「一体、何故二派に分立してぶつかりあうという状況がインド人の間に生じるのだろうか。どう考えても理解できない。南インドの国内ではどこでもベルゲワツラ (Belgewarra) とベレーワール (Bereewar)¹⁵⁾ という二大カーストグループに分かれ、彼らは過去数百年にわたって、相手のグループに対する優位を主張して紛争をくり返してきたという。

(1652年) 11月24日、我われのみている前で、ほんのささいなとるに足らぬ一言が原因となって対立が発生した。ベルゲワツラはベレーワールに対して『お前達は一文の値打ちもない奴だ』といったのに対して、後者がいい返したのである。これを聞くや、ベルゲワツラは市内に駆け込み、(配下の)カーストメンバーを集め、手に手に刀と棍棒を持ってベレーワールの居住区にだれ込み、屋内の財産を篡奪し、相手方の男二人の頭髪を切りとったのである。頭髪を切りとられることは、彼らにとっては首を切られ死体をその場に打ち捨てられるよりもずっと不名誉なことであった。その時以来、両グループに対する我われ(東インド会社)の仲裁は不可能となっている。両者は周辺のカースト成員を各々市内に呼び入れ、町の見張塔を壊し、400~500名の武装した者達を配置している。しかるに我が方ではわずか26名のイギリス兵しかおらず、とても対処しえない……その後2カ月たって、両グループの首謀者2名を逮捕し、要

15) Belgewarra はテルグ地方出身の交易カーストを指す Balija と「人・者」を指す vāru の複合語であり、英人によって転訛された語。また Bereewar は Beri vāru であり、Beri Chetti を指す [Love 1968a: 120ff]。

塞に留置したが、当地の太守は彼らの釈放を求めている。しかし、もし釈放すれば、彼らは再びカーストの成員を集めて日常茶飯事の如く紛争をくり返すであろうと考えられる……」 [Love 1968a: 120-121]。

両カーストグループの対立・騒擾の原因究明の為に、マドラス商館はこれらカーストグループの成員、対立の歴史背景等を調査し、両グループからの異議申立を記録した。しかし商館の尽力にもかかわらず、1707年10月再び騒擾は発生し、その後6カ月も続いた。以後、1716年10月～1717年2月、1728年、1750年、1752～1753年、1771年、1787年、1790年と、ほぼ10～20年の周期で対立は続いた [Love 1968b: 25-28, 141-143, 384-390]。

18世紀末の20年間、バラモン修行僧に身をやつして南インド各地を遍歴したフランス人イエズス会士デューボアは、両グループの対立によって引きおこされた混乱を、次のようにのべている。

「私は数度にわたって対立を目撃したが、(右手と左手)両派の主張がぶつかりあい、その結果狂気の沙汰ともいえる騒乱が生じた。したい放題に暴れまわる両グループは、軍隊といえどもとり抑えることができず……その結果、安全を求める人びとは村を去り、家財を持って他の村へ移り、事態がおさまるまでそこに滞在するのであった……」 [Dubois 1906: 25-27]。

南インドの各地ではこうした右手・左手の2つのカーストグループ間の対立が生じ、混乱が引きおこされた。しかし、対立がある期間持続した後には再び事態は平穏におさまり、日常の秩序はとりもどされたという。

3・2 騒擾と祭礼表徴

二つのカーストグループが対立し、騒擾を引きおこす契機・主因は何であろうか。南インドでは多くのカーストは独自のカーストシンボルを保持しており、結婚及び葬儀の行進にはしばしばカーストのシンボルを掲げた。それらのシンボルは各カースト毎に慣習的に認められていた色・装飾・旗・道具・乗物であり、それらを他のカーストが使用したり否定したりすることは、それを保持するカーストにとっては極めて恥辱とされた [Dubois 1906: 18]。

東インド会社社員であり『マドラス管区統治便覧』の著者 Macleod は南インドの右手集団58カースト及び左手集団9カーストの職能及びカースト表徴を詳細に記録している [Macleod 1893: 1037]。それらを以下に紹介する。

<右手集団の職能及びカースト表徴>

(1) Vellāla (農耕) — 白傘・白旗・彫刻を施した扇子・犁・各種のデザインを施

した旗 (犁・猿・カッコウ鳥・オウム)・様々な鐘・ホラ貝・大太鼓・緑、青色の花冠・ラッパ (2) Vadooga Vellāla (農耕) —白鳥マークの旗 (3) Reddi (農耕) —犁マークの旗 (4) Cummavam (農業労働) —牛犁マークの旗……(8) Kōmati (交易) —綿製の旗・太鼓 (9) Yidavar (牧畜) —車輪 (10) Vadooga Yidayar (牧畜) —ホラ貝……(13) Puttsauley (絹布織職) —双頭の鳥のマークの旗…… (17) Putnoorcaurar (絹糸織職) —絹製の旗…… (19) Shekk Vauniyar (油搾り) —ゴマの葉の花冠・ガルーダのマークの旗・太鼓…… (31) Shaunaur (ヤシ酒造り) —ナイフ・ハシゴ・Vengay (?) のマークの旗 (32) Coravar (山岳部族) —ロバのマークの旗……(31) Woddar (井戸掘り) —シャベルのマークの旗…… (39) Boyees (運搬) —輿のマークの旗…… (49) Vadooga Pundauram (托鉢僧) —斧……

<左手集団の職能及びカースト表徴>

(1) Beri Chetti (交易) —トビのマークの旗 (2) Nagara Vauniyar (都市の油搾り) —9つの宝石のマークの花冠 (3) Keikkilar (織布) —各種マークの旗 (獅子・孔雀・熊・鹿・カッコウ鳥)・太鼓 (4) Cmmaular (5つの手工業) —槌・ノミ・定規・各種マークの旗 (鷲・白いトビ・オウム) (5) Pullies (?) —大斧・鶴の羽毛・蓮の花冠・各種マークの旗 (雄鶏・雌鶏・キツネ・ナツメヤシ・石) 緑色の旗・太鼓・黒色の旗 (6) Pullar (雑役) —カニのマークの旗・nelly (?) の花冠 (7) Chuckler (雑役) —黒色の花冠・刀・ヤシの葉・太鼓・彫刻した杖・サフランの幕 (8) Pavaniyar (?) —太鼓のマークの旗 (9) Vall-oovar (?) —白傘・白旗・ホラ貝・ラッパ・短い笛・5つのツボ

上述した右手・左手両集団の各カーストの色及び数に関するシンボリズムの意味は不明であるが、各カーストは、彼らの職能と祭礼における役割に深く結びついている道具・装飾及び各種の動・植物のマークをつけた旗をカースト表徴として保持していたと考えられる。それらの表徴は第1章で明らかにしたように各カーストの伝承の中に伝えられ、村祭礼或いは結婚・葬儀の場で顕示された。右手集団の祭礼の時には常に各カーストは旗や道具をかかげ、Pariahの楽師がラッパと角笛を吹きならし、また左手集団の祭礼においては、Chucklerの楽師によって太鼓及び各種のタムタムが打ちならされた [RICHARDS 1918a: 125-126] という。このように祭礼の場において、彼らの伝承の中に生き続けたカースト表徴が具体的な形をとって復原され、カー

スト結合と帰属意識が顕在化されるのである。

祭礼表徴は今のべたように各カースト毎に保持されていたのみならず、右手・左手集団の〈集団結合表徴〉としての意味をも持ち、それは両集団の伝承の中にも明確に示されている。

Saletore はチャール王 Kulōttunga 三世の治世 第40年に刻された碑文史料によって左手集団の伝承とその集団表徴を明らかにしている [SALETORE 1934a: 62-63]。

「哲人 Kaśyapa に抵抗するデモンを殺すため、我われ (Iḍaṅgai 集団の98カースト) は聖火口 (aganikuṇḍa) から生み出された。哲人 Kaśyapa を守る間に、Chakravartin Arindama は哲人の司祭者達を輿に乗せ、ブラーフマナの地にお運びになった。この時、我れら (Iḍaṅgai) の (先祖達) はこの輿の後部に座し、司祭達の履物と傘を運ぶよう命ぜられた。かくして我われ (の祖先達) は、Śennivala Kūrāma の6つの村々 (現在のティルチノポリ県) に定住することを許された。哲人司祭達が輿から降りる際、この人達の左側を支えて助けたので、Iḍaṅgai (左手) なる名を拝受した。(その後) われらの祖先達は森や林の中で Iḍaṅgai たる資格と表徴を失ってしまったのである。今日、再び我が集団の起源を知ったのであるから、我が98のサブカーストはこの年 (第40年) に一堂に会し、今後同一の両親から生まれた子供の如く団結し、我われに降りかかることは善・悪にかかわらずすべて共に分ちあうことをここに決意する。Iḍaṅgai に不名誉な行為が加えられたなら名誉をとりもどすべくわれらが権利を主張する。また集団間の対立を調停する場にあつては、角笛とラッパ及び傘を持つ者こそが我が成員であると規定する。それ故、今後、我われが公の場でお互いを確認しあうには、鶴の羽毛と長くたらしめた髪というシルシを示さねばならぬ。そして、角笛とホラ貝とを我が集団の流儀通りに吹きならさねばならぬ。このようなシルシと流儀にそむく者は我われの敵対者とみなす……」

角笛・ラッパ・傘・鶴の羽毛・長くたらしめた髪といった楽器・シルシ及びその使用流儀は、左手集団の成員を示す一種の資格表徴であり、しかも他集団との識別表徴でもあった。このような各種の表徴が集団の名誉をともなって独占的に誇示されるのは、表徴の一つひとつが集団伝承の中で意義を付与されているからである。つまり表徴のもつ色・種類・デザイン・装飾そのものには必ずしも絶対的な価値があるとは思われず、伝承が再生される時にはじめて伝承の中で祖先神や守護神によって一つひとつの表徴に与えられた役割や意味が共通に認識される。そして伝承の中で描かれた各種の表徴を祭礼の場で具体的な形をともなって再現し確認する——換言すれば表徴の具

現によって伝承を再現する——ことによって、彼らの結合意識は共通に且つ鮮明に自覚されるのである。その自覚のプロセスが婚儀・葬儀・村の祝祭における祭礼行進であり、相手集団に対するデモンストレーションではなかったか。こうした結合確認のプロセスは古くからくり返し行われてきたであろう。しかし、確認のあり方とそれをめぐる対立の状況は時代によって特有のヴァリエーションをとってあらわれたといえよう。

それでは、集団の結合と名誉を示す祭礼表徴が17—18世紀の南インドでどのように認識され、その認識の場でどのような対立が生じたのかを明らかにしたい。そのために、17世紀中期のマドラス市における両集団の対立に関する裁定の内容、イギリス東インド会社による両集団の紛争に関する調査報告、セーラム県における両集団の祭礼権、マイソール地方における左手集団の Kammālan カーストの儀礼上の権利、及び両集団の祭礼慣習から検討する。

〔事例1〕「カースト紛争に関する裁定書—1652年11月5日付」

- ① イギリス東インド会社のセント=ジョージ要塞にて、商館長ベーカー、特許商人グリーンヒル、ガーニー両氏及びチンナパタム（マドラス）の住人コンネリ=チェティ、シェシャドリ=ナーヤカ両名が会同した。
- ② 最近、両カースト（グループ）の間にその居住区に関して若干の対立と紛争が発生したが、本日ここに調停が成立した。結婚式及び葬儀（の行進）に関して両カーストが規則を遵守せぬ場合、その違反者に対しては罰金1,000ドルを科す。
- ③ 右手カーストの者は定められた地域内に居住し、左手カーストの地域内での居住・通行を認めない。左手カーストについても同様の旨とする。
- ④ 商館前からタガッポ=チェティ庭園に至る大通り及び大通り西側の全街区は右手カーストに割りあてることとする。ポーター邸前からマッリカルジャン旧寺院に至る大通り及びニューストリートの全域は左手カーストに割りあてられることとする。
- ⑤ 市庁舎前のマーケット通りからコマティ商人街までは右手カースト、同じく、マーケット街からチェティ商人街までは左手カーストに割りあてることとする。割りあてられた街区では、両カーストとも結婚・葬儀の行進は自由である。しかし、規則に違反した場合には罰金1,000ドルを科す [Love 1968a: 118-120]。

〔事例2〕「マドラス市のカーストグループ紛争に関する Love の見解」

- ① 右手 (Valaṅgai) 及び左手 (Idaṅgai) の区分は南インド特有のものである。その発生の起源は不明である。右手グループは行進の際に馬に乗り、ある種の紋章の

ついた旗を掲げ¹⁶⁾、結婚式場の天蓋支柱を12本使用する権利を持つと自ら主張する。

② また右手グループは左手グループに対しては上記の権利を認めず、天蓋支柱の使用も11本のみ認めている。

③ 左手グループはこれらすべての特権を要求している。

④ 右手カーストグループには、ヴェララ、コーマティ、書記役、絹織職、皮革職（女性）、パッリ（男性）及びパライヤが属し、左手グループには、チュティ、手工業職、油搾り職、（綿）織職、皮革職（男性）及びパッリ（女性）が含まれる [LOVE 1968a: 118]。

〔事例3〕『セーラム県誌』に記述された右手・左手カーストグループの祭礼における権利

① 右手カーストグループは結婚式や他の社会的儀礼・年中行事の祭礼の場では、白檀や pān-sūpari (?) を配る権利をもつ。

② 結婚式の行進の際には右手グループの楽師をつとめるパライヤカーストの者は笛とホラ貝の使用が許されている。

③ それに対して、左手カーストグループの楽師をつとめるチャクリヤカーストは太鼓及びタムタムのみ使用が許されていた¹⁷⁾。

④ 村の守護母神マリ=アンマン祭の祭礼は右手カーストグループに優先権があり、左手カーストグループはその後に祭礼を行わねばならなかった [RICHARDS 1918 b: 125-126]。

〔事例4〕 左手カーストグループの頭目カンマーランカーストに対する祭礼における規定

① 左手カーストグループの頭目カンマーランはカーリー寺院（すなわちシヴァ寺院）のある村以外では結婚式をあげることができない。

② 彼らの結婚の行進は他の高位のカースト（特に右手グループ）の通りを通過しえない。

③ 彼らは赤い履物 (cadāvū) を使用することは認められない。

④ 結婚式場の天蓋支柱の数は、右手カーストグループのそれよりも一本少ないこととする [SRINIVAS 1972: 23-24]。

16) Sherring によれば、右手集団の特権として、シヴァ信仰を示すハヌマーンの紋章のついた旗を使用したという [SHERRING 1955: 101]。

17) Karikāla Chōla 王は人々を2つのグループに分け、各グループには各々98の tribe を割りあて、葬儀と祝儀の際には両グループは各々の旗と楽器を使用することが認められた、という [CROLE 1879: 33-34]。

〔事例5〕 南インドのカースト伝承における右手・左手カーストの祭礼慣習

- ① ヴェラーラを頭とする右手カーストグループは *śavarakkali* (ムチ?) と白い傘の使用が認められている。
- ② 結婚の行進には白い馬に乗ること及び5つの *śambu* (?) を持つことが認められている。
- ③ 右手カーストグループのうち、ヴァンナーン、アンバットン、パライヤの各カーストは「白い」色の使用が認められている。
- ④ 右手カーストグループは彼らの守護神として *permāl* (ヴィシュヌ神) を祀る。
- ⑤ 左手カーストグループはどのカーストであれ、白い馬と *śavarakkali* の所有は認められない。
- ⑥ 左手カーストグループの頭目カンマーランカーストは、装飾のない白い傘の使用は認められた。
- ⑦ 左手カーストグループには5つの *śambu* の使用は認められた。
- ⑧ 左手カーストグループは彼らの守護神としてシヴァ神を祀る [MAHALINGAM 1972: xxxiii-xxxiv, 56-57, 147]。

さて、以上5つの事例から次の点が明らかになるであろう。

まず、右手・左手カーストグループの対立の背景には、〈祭礼の諸要素〉一すなわち、(イ) 祭礼の場と時期 (結婚・葬儀の通過地域、マリ=アンマン祭、シヴァ・ペルマール寺院) (ロ) 祭具 (天蓋支柱とその数、楽器、*śavarakkali*, *śambu*, *cadāvū*, 傘, 旗, 白檀) (ハ) 紋章 (ハヌマーン) (ニ) 履物・乗物 (馬) (ホ) 色 (赤・白) の独占的使用権の問題があった。

このような〈祭礼の諸要素〉に関する権限は、右手・左手の両集団によって主張されてきたが、中世以来慣習的にそれらの権限は主として右手集団によって優先的に享受されてきたと考えられる。1013年頃の複数の碑文史料によれば左手集団の *Kammālan* は低カーストとして村の一定地域に居住制限されていたが、その後の碑文史料によればチョーラ王の一人によって発布された勅令によって、結婚と葬儀の際にはホル貝を吹き鳴らし、太鼓をうつことが許され、またサンダルをはき、家にセッコウを塗ることが認められた、という [HULTZSCH 1891]。

村の祭礼及び結婚・葬儀の儀式慣習、それらに伴う種々の様式は維持されたと考えられるが、問題は祭礼の特権・祭礼表徴の占有権一どの集団が特権的に特定のどのような祭礼を行い、またどのような祭礼表徴を用いるかという権限一は、その後次第に弱体化しつつあった。西欧諸国勢力の浸透しはじめた17-18世紀にはすでに祭礼における特権規定は極めて不明確となり、両集団のいずれが特定の表徴を享受しうる

のかは両カーストグループにも判別しえなくなっていたのである。デュボアは対立の原因を次のようにのべている。

「両派の対立は彼らが共に主張している特権をどちらが享受するかという問題に根ざしている。しかし今日ではもはや（祭礼における）特権の所在は明確に規定されておらず、はっきり認められてもいない。その結果、混乱が生じるのだが、その問題を仲裁することは困難になっている。」[DUBOIS 1906: 25]

セーラム県においても同様の状況であった。

「両派の相異点を明らかにすることは極めてむづかしい。それが両派の憎悪をつのらせている……村の中で何か変化が生じてこれまでの弱いグループが自らの立場を強くすると、必然的に彼らのグループに都合のよいように（儀礼上の）慣習を変えようとして紛争が生じる。」[LE FANU 1883: 133]

Le Fanu の報告から考えうることは、両集団間の社会的・経済的勢力の逆転化が生じたこと（本論では十分に明らかにしえなかったが、17、18世紀以前にはすでに社会経済構造の変動、特に商品生産の拡大過程で商人・手工業者の経済的地位が相対的に向上したことが考えられる [CHICHEROV 1971]）及びそれに伴う儀礼的地位の変化である。

このように17—18世紀には一方では祭礼表徴の特権規定が不明確になり、いずれの集団に特権が属するのか判別し難くなる状況があり、他方では、集団間の経済的・社会的地位の転倒化という状況があった。こうした状況の中で、両派は自己集団の伝承の優位性を祭礼の「場」で最も強く打ち出そうとした。それは具体的には、相手方による祭礼表徴の使用に制限を加え、占有化しようとする形をとった。

結局、祭礼騒擾の契機が当事者外にとって一見極めて無意味であっても、彼らにとって、深刻であるのは、それが自己のカースト及び集団の帰属意識を最も鮮明に刻印している伝承にうらうちされた表徴に関わると考えられるからである。

3・3 祭礼騒擾の意義

南インド・シヴァプール村における実地調査によって、社会学者 K. Ishwaran は24の主要な祭礼をあげている。その中には、全村の者が参加する祭礼は3つ、バラモンとマラータのみ参加するものは3つ、バラモンのみ参加しうるもの3つ、マラータのみ参加しうるもの2つ、ムスリムのみ参加しうるもの3つ、ヒンドゥーとマラータが参加するもの2つ、全ヒンドゥー教徒のみ参加しうるもの8つがある。このようにここでは祭礼は各コミュニティ独自の祭礼と村全体の祭礼との2つに大別しうるが、それ以外に各カースト毎に、誕生と命名、幼児から児童へ、児童から成人への通過儀礼、

結婚、葬儀といったライフサイクルでの通過儀礼がある。このような各種の祭礼・儀礼によって、村人は同家族内、同カースト内、同一村落内での一体性を強め、且つ村人各人が果たすべき役割と、過去と未来(来世)とを結びつける現時点での存在を意識する [ISHWARAN 1968: 74-88, 188-196]。従って祭礼は家族・カースト・村人の結合を強める為の有力な機能を果たすものであって、人々を対立させ、競合させる意味は付与されていないのである。ところが、前節でのべたように、南インドの各地では、また、右手・左手の両集団が祭礼の場でしばしば対立し、やがてそれは大きな騒擾をひきおこした。祭礼が共同体成員の結合の場ではなく、対立・騒擾というネガティブな場となることの意味は何であろうか。祭礼の場と騒擾という状況の間にはどのような関連があるのだろうか。

ここでまず祭礼騒擾を引き起こす右手・左手という集団の性格づけをもう一度しておく必要がある。

インドでは村落を中心とする社会のレベルでは<集団>とは基本的には以下の3つのものが考えられる。第1には血縁的結合紐帯によって結ばれる家族であり、第2には同一職能・族内婚を紐帯とするカースト(サブカースト)であり、第3には生存維持の機能としてのサーヴィス交換体系によって結ばれる共同体(村落又は村落集団)である。これらの集団は社会を構成するのに最も基本的で且つ普遍的な組織として考えられてきた。しかし、中世以降、南インド社会の社会的・経済的・宗教的変動の過程で上述の<集団>とは異なった集団が形成されてきた。それは第1章ですでに明らかにしたように、<職能>と<伝承>という2つの要素における共通性にもとづく結合原理をもつものであった。こうした新たな集団が何故形成されたのかは本稿でも十分に説明しえなかったのであるが、第2章で考察したところでは、南インド社会におけるブラーフマニズムの浸透とそれに伴う新たな支配秩序—カースト社会への整序化が要因の一つであると考えうる。すなわち、おそくともチョーラ王朝期を境にして輩出してきた各種の職能集団を社会的に<位置づけ>する枠組としてブラーフマニズムの規範による右手・左手が形成されたことを指摘した。その結果、ブラーフマニズムの規範により近いカースト集団とそれに対置される集団という二律的な社会組織が存在したのである。これらの集団が他の3つの集団のあり方と異なるのは、純粋に血縁結合にもとづいて形成された家族ではもちろんなく、日常生活レベルにおいて、サーヴィスや生産物を交換しあう、或いはそのような機能を通じて上位カーストが下位カーストを搾取する共同体でもなく、同職・族内婚を紐帯とするカースト(サブカースト)でもない。伝承における擬制同族・同朋関係、称号の共有による一体性、儀礼の相似関係による宗教的一体性を特質とする共同体なのである。ここにインド社会

に普遍的だといわれる3つの集団との違いがある。伝承・儀礼・称号といった日常生活のレヴェルでは一見不定形で意識されにくい結合紐帯は、血縁・同一職能・生活機能と役割の交換という一見明確に意識され且つ必須条件と考えられる集団紐帯を補完する意義を持つといえる。ブラーフマニズムの浸透は、それ以前の南インド社会の中で人びとが保持していた集団的自我の独自性——身分秩序やブラーフマニズムの規範に拘束されない様々な集団の儀礼・祭礼様式・社会的役割——を規制し、整序することになった。ブラーフマニズム的秩序から排除され且つ整序された要素を再統合し結合させたものが、右手・左手—特にその中でも左手—という集団の意義ではないか。ブラーフマニズムとそれにもとづく社会規範では律しきれない、いわば非日常の意識規範は<伝承>と<儀礼>の要素に封じこめられてしまう。そしてこれらの要素は祭礼表徴という形で再び顕現化される。

ところで、伝承・儀礼の顕現形態であった祭礼表徴は二元的意義をもつと考えられる。すなわち、本来、各カースト（或いはカースト化される以前の集団）が独自にアイデンティティとして保持していた表徴である。第2には、ブラーフマニズムの浸透の結果、その宗教的パラダイムの中で価値づけられ、意義づけられたものとしての表徴である。各カーストが本来持っていた帰属表徴——独特の植物・動物・道具・色・装飾——は何であれ、それ自体各カースト（或いは各集団）にとって価値あるものであったといえる。しかしブラーフマニズムという普遍的な規範の中では、それらはすべて相対化される。赤い色・12本の柱・白い馬・ガルダやハヌマーンの紋章・特定の貢物・はきもの、により高い価値や意義が与えられ、他の色・数・乗物・マーク・道具等の象徴的地位は低くなるのである。このように“相対化”された表徴の意義を復原させ、本来、それら各表徴のもっていた価値をしろしめす場が、祭礼であり、祭礼での対立・騒擾とは表徴の持つ二元的価値の対立である。ブラーフマニズムの規範によって与えられた表徴への<位置づけ>を、伝承の中での本来の<位置>にもどす運動が、両集団の祭礼における対立である。しかし、中世以来すでに南インド社会をトータルに支配したブラーフマニズムを否定することが不可能な状況では、与えられた規範の中でより上位の<位置づけ>を占めることが対立と騒擾の最大の目的となった。本章の第1・2節で明らかにしたように祭礼の時期・場所、表徴の色・形・マークをめぐる争奪は、イスタブリッシュされた秩序の中で許された最大の<伝承復活運動>であり、<アイデンティティ復権の運動>であった。対立し、騒擾を引き起こすことによって、両派は相手に伝承の優位性をより強く主張するとともに、自らの結合意識をより明確に確認しあったといえる。このような対立・騒擾の決定的な意味は次のように要約しうるであろう。

V. ターナーが指摘する如く、「宗教のパラダイムはそれに対抗するパラダイムがときおり発生することによって維持されてゆくが、この対抗的なパラダイムは一定の条件のもとで再び中心的なパラダイムに吸収されてしまうのである。」[V. ターナー 1981: 11] とすれば、右手・左手両集団の対立がブラーフマニズムの規範超克の契機を含むものであったとしても、その規範の中での上位的<位置づけ>をめぐる堂々めぐるの対立である限り、両集団間のアイデンティティを賭けた対立・騒擾も間歇的な「儀礼様式」の一つとしての意味しかもたなくなるのである。

おわりに

南インドの中世以降の歴史の中で、常に対立の契機をはらんでいた右手・左手の組織集団について本稿では二つの視点から考察してきた。第1に両集団の結合のあり方を成員カーストのもつ固有の要素とその関係から検討した。両集団の固有の要素として、職能と伝承と儀礼を抽出したが、それら諸要素によって形成される関係は、右手集団における農・牧的生業形態及び伝承の中で示される同族・同朋関係であり、左手集団では商業・手工業を中心とする職能及び手工業者カーストを中心とする擬制同族的結合関係であった。こうした関係は各カーストの持つカースト表徴とともに、集団表徴によって顕現されるのであるが、ブラーフマニズム的秩序規範の確立の過程で右手・左手という本来並立の関係が上・下関係へと転化してゆくのであった。

第2の視点は、右手・左手関係が上・下関係へと転化した結果、両集団の対立が激化するが、その対立の「場」が多くの場合祭礼であることの意味である。すなわち、伝承の中で意義づけられた集団表徴が最も鮮明に意識される場が祭礼であり、儀礼上の優劣を問うことは、上・下関係に<位置づけ>られた集団の規範をとりもどすことであつたといえる。しかし、祭礼表徴の獲得争いが、ブラーフマニズムの一定の枠組の中で行われるところに、両集団の対立及びそれによってひきおこされる騒擾さえも儀礼行為の一変形——武力と流血と一時的混乱を伴う——としてしか意味をもたなかったのである。ここに両集団の対立の限界と同時に、ブラーフマニズムにもとづく宗教パラダイムの特性が見出しうるのである。

謝 辞

本稿は国立民族学博物館共同研究「職業の成立とその分化についての比較研究」(野村雅一代表)における発表をまとめたものである。数多くの御教示・御批判・御助言をいただいた研究会のメンバーの方々及び井狩彌介氏に感謝の意を表します。(1981.12.1)

文 献

- APPADURAI, Arjun
1974 Right and Left Hand Castes in South India. *Indian Economic and Social History Review* 11(2-3): 216-259.
- BECK, Brenda E. F.
1972 *A Study of Right and Left Subcastes in South India*. The University of British Columbia Press.
1973 The Right-Left Division of South Indian Society. In Rodney Needham (ed.), *Right and Left, Essays on Dual Symbolic Classifications*, The University of Chicago Press, pp. 391-426.
- BUCHANAN, Francis
1870 *A Journey from Madras through the Countries of Mysore, Canara and Malabar 1*. Madras.
- BURNELL, A. C.
1873 Castes of the Bombay Presidency. *Indian Antiquary* 2: 274.
- CHETTI, N. G.
1886 *Manual of Kurnool District*. Madras: Government of Madras.
- CHICHEROV, A. I.
1971 *India, Economic Development in the 16th-18th Centuries*. Moscow: Nauka Publishing House.
- CROLE, C. S.
1879 *Chingleput District Manual*. Madras: Government of Madras.
- DUBOIS, Abbe J. A.
1906 *Hindu manners, Customs and Ceremonies*. London: The Oxford University Press.
- DUMONT, Louis
1970 *Homo Hierarchicus, The Caste System and Its Implications*. Mark Sainsbury, trans., The University of Chicago Press.
- GARETT, J.
1971 *Classical Dictionary of India*. Akademische Druck-u. Austria: Verlagsanstalt Graz.
- HEMINGWAY, F. R.
1907 *Gazetteer of the Trichinopoly District 1*. Madras: Government of Madras.
- Hsu, F. L. K.
1963 *Clan, Caste and Club*. Princeton: D. Van Nostrand & Co.
1971 『比較文明社会論—クラン・カスト・クラブ・家元』作田啓一・浜口恵俊訳 培風館。
- HULTZSCH, E.
1891 *South Indian Inscription 2*. Archaeological Survey of India.
- HUTTON, J. H.
1969 *Caste in India*. Bombay: The Oxford University Press.
- ISHWARAN, K.
1968 *Shivapur: A South Indian Village*. London: Routledge and Kegan Paul.
1977 *A Populistic Community and Modernization in India*. Leiden: E. J. Brill.
- KANE, Pandurang Vane
1974 *History of Dharmaśāstra, vol 2, part 1*. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- 辛島 昇
1970 「南インド古代国家の成立と発展」『岩波講座世界歴史』3 岩波書店, pp. 375-407。
- LE FANU, H.
1883 *The Salem District Manual 1*. Madras: Government of Madras.
- LOVE, H. Davison
1968a *Vestiges of Old Madras, 1640-1800 1*. New York: AMS Press.
1968b *Vestiges of Old Madras, 1640-1800 2*. New York: AMS Press.
- MACLEOD, A. C.
1893 *Manual of the Administration of the Madras Presidency 3*. Madras: Government of Madras.
- MADRAS GOVERNMENT
1907 *The Baramahal Records, Section 3*. Madras.

- MAHALINGAM, T. V.
 1969 *Administration and Social Life under Vijayanagar 1*. Madras: University of Madras.
 1975 *Administration and Social Life under Vijayanagar 2*. Madras: University of Madras.
- MAHALINGAM, T. V. (ed.)
 1972 *Mackenzie Manuscripts 1*. Madras: University of Madras.
- 宮治 昭
 1979 「ストッパーの意味と涅槃の図像」『仏教芸術』122: 89-116。
- 水島 司
 1980 「19世紀初期マイソール地域の社会組織・社会集団」『東洋学報』62 (1-2):1-30。
- OPPERT, Gustav
 1972 *On the Original Inhabitants of Bharatavarsa or India*. Delhi: Oriental Publications.
- RENOU, Louis
 1954 *Vocabulaire du Rituel Vedique*. Paris: C. Klincksieck.
- RICE, B. Lewis
 1976 Two Kongu or Chera Grants. *Indian Antiquary* 5: 133-140.
- RICHARDS, F. J.
 1918a *The Salem District Gazetteer, vol. 1, part 1*. Madras: Government of Madras.
 1918b *The Salem District Gazetteer, vol. 1, part 2*. Madras: Government of Madras.
- SALETORE, B. A.
 1934a *Social and Political Life in the Vijayanagara Empire (A.D. 1346-A.D. 1646) 1*. Madras: University of Madras.
 1934b *Social and Political Life in the Vijayanagara Empire (A.D. 1346-A.D. 1646) 2*. Madras: University of Madras.
- SHERRING, M. A.
 1975 *The Tribes and Castes of the Madras Presidency*. New Delhi: Cosmo.
- SCHWARTZBERG, J. E. (ed.)
 1978 *A Historical Atlas of South Asia*. The University of Chicago Press.
- 重松伸司
 1980 「中世南インドのカースト・『ギルド』・地域社会」『民博通信』7: 34-38。
 1981 「右手と左手の対立—南インドの職業とカースト」『季刊民族学』18: 58-66。
- SRINIVAS, M. N.
 1972 The Social System of a Mysore Village. In Mckim Marriot (ed.), *Village India, Studies in the Little Community*, The University of Chicago Press, pp. 1-35.
- STEIN, Burton
 1965 Coromandel Trade in Medieval India. In John Parker (ed.), *Merchants and Scholars, Essays in the History of Exploration and Trade*, The University of Minnesota Press, pp. 50-62.
 1980 *Peasant State and Society in Medieval South India*. New Delhi: The Oxford University Press.
- THURSTON, Edgar
 1975a *Castes and Tribes of Southern India 2*. New Delhi: Cosmo.
 1975b *Castes and Tribes of Southern India 3*. New Delhi: Cosmo.
 1975c *Castes and Tribes of Southern India 4*. New Delhi: Cosmo.
 1975d *Castes and Tribes of Southern India 5*. New Delhi: Cosmo.
 1975e *Castes and Tribes of Southern India 7*. New Delhi: Cosmo.
- TURNER, Victor
 1971 *Religious Paradigms and Political Action: The Murder in the Cathedral of Thomas Becket*. The University of Chicago Press.
- ターナー, V.
 1981 『象徴と社会』梶原景昭訳 紀伊国屋書店。
- 田辺繁子
 1965 『マヌの法典』(岩波文庫) 岩波書店。
- ターパル, ロミラ
 1972 『インド史』2 辛島・小西・山崎訳 みすず書房。
- VENKATARAMA Ayyar, K. R.
 1947 Medieval Trade, Craft, and Merchant Guilds in South India. *Journal of Indian History* 25: 269-280.